

## 発注情報詳細等

件名 「汐見台小学校仮設校舎賃貸借」一式

(令和元年5月14日公表分)

横浜市教育委員会事務局施設部  
教育施設課

## 発注情報詳細等 目次

	ページ
汐見台小学校仮設校舎賃貸借の入札について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
発注情報詳細（物品・委託等）・・・・・・・・・・・・・・・・	4
設計書・仕様書・特記仕様書・室内空気中の化学物質の抑制に 関する特記仕様書・仮設教室賃貸借計画（概略図）・現場説明書・・・	5
契約書・約款・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
質問書・・・・・・・・・・・・・・・・	5 8
公募型指名競争入札参加意向申出書・・・・・・・・・・・・・・・・	5 9
入札書・・・・・・・・・・・・・・・・	6 0
入札辞退届・・・・・・・・・・・・・・・・	6 1

## 汐見台小学校仮設校舎賃貸借の入札について

横浜市教育委員会事務局  
施設部教育施設課

### 1 競争入札に付する事項 別添仕様書のとおり

### 2 仕様書等に関する質問

#### (1) 方法

入札参加者は、仕様書等に質問があり、回答を求める場合には、令和元年5月22日(水)午後3時00分(必着)までに、別紙「質問書」様式に準じて質問項目を教育施設課にファクシミリまたは電子メールにより提出してください。なお、質問書を送信した際は、質問書を送信の旨の電話連絡をお願いします。

#### (2) 質問書の提出先

横浜市教育委員会事務局施設部教育施設課 小林  
ファクシミリ 045(664)4743  
電子メールアドレス ky-seibi@city.yokohama.jp  
電話 045(671)3298

#### (3) 回答

令和元年5月29日(水)までにホームページ上に掲載します。それ以外の方法による回答は行いません。

#### (4) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

### 3 入札参加の手続き

入札に参加しようとする者は、次の(1)から(3)のとおり書類を提出しなければなりません。

#### (1) 提出書類

ア 公募型指名競争入札参加意向申出書  
イ 建築士事務所登録通知書

#### (2) 提出方法

持参による

#### (3) 提出場所

〒231-0016 横浜市中区真砂町2-12 関内駅前第一ビル3階  
横浜市教育委員会事務局施設部教育施設課  
小林 電話：045(671)3298 (直通)

#### (4) 提出期限

令和元年6月4日(火)正午まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。最終4日は正午まで。)

#### (5) 入札参加に係る通知

次による通知は、令和元年6月11日(火)までに行います。  
公募型指名競争入札指名通知書又は公募型指名競争入札非指名通知書

#### 4 入札参加資格の喪失

- (1) 発注情報詳細（物品・委託等）に記載の入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 3 (1)に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 5 入札および開札方法

##### (1) 入札および開札の日時・場所

発注情報詳細のとおり

- (2) 入札日当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱いに注意してください。
- (3) 入札参加者は、遅刻した場合には、入札に参加できません。
- (4) 入札場所には、入札参加者又は入札関係職員以外のものは入場することは出来ません。
- (5) 入札場所において、公正な競争の執行を妨げ若しくは妨げようとした者又は公正な価格を害し若しくは談合をした者は、当該入札場所から退去させます。
- (6) 入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。
- (7) 入札には、消費税法第9条第1項規定の免税業者であるか課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の108分の100に相当する金額を記載すること。

なお、落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。

また、本件の契約期間は、契約締結の日から令和5年8月31日までであり、入札書に記入する金額については、契約履行期間にかかる総額（税抜き）とすること。支払が発生するのは仮設校舎引き渡し時点（令和2年8月）であり、契約初年度（令和元年）には支払はありません。契約総額に対する年度ごとの支払額の割合は、別紙汐見台小学校仮設校舎賃貸借支出割合に記載した割合とします。

- (8) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、該当訂正部分について押印をしなければなりません。

また、その提出した入札書の引換え、変更または取消しをすることはできません。

- (9) 開札は入札参加者が出席して行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行います。
- (10) 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。
- (11) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がいないときには、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこととします。

#### 6 入札の辞退

入札参加者は、入札書を投函するまでは、次の(1)又は(2)の方法により、いつでも入札を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

##### (1) 入札執行前

入札辞退届を契約担当職員に持参するか、又は郵送しなければなりません。ただし、郵送の場合は、令和元年6月14日（金）午後5時までに3(3)の部課に必着のこと。

##### (2) 入札執行中

入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければなりません。

## 7 入札の無効

次の入札は無効とします。

ア 横浜市契約規則第19条に掲げる入札

## 8 落札者の決定

- (1) 横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。

## 9 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

## 10 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と契約書を取り交わします。
- (2) 契約事務受任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定します。

## 11 その他

当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。

その他、横浜市契約規則の定めるところによる。

## 12 契約手続等に関する問い合わせ先

教育施設課 整備係 小林 電話 045(671)3298 (直通)

## 発注情報詳細（物品・委託等）

入札方法	入札書の持参による 公募型指名競争入札		
件名	汐見台小学校仮設校舎賃貸借		
納入／履行場所	仕様書のとおり		
納入／履行期間等	契約締結の日から令和5年8月31日まで		
入札参加資格	種目	401：仮設建物賃貸	
	所在地区分	-	
	企業規模区分	-	
	その他	<p>① 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>② 平成31・32年度横浜市一般競争入札有資格者名簿の登録業者の中で、「401：仮設建物賃貸」に登録がある業者（31社）</p> <p>③ 設計事務所登録をしており、法的手続きを含む設計施工を行うことができる業者。（建築士事務所登録通知書の提出により確認を行います。）</p> <p>④ 入札参加意向申出締切りから入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p>	
提出書類	<p>① 公募型指名競争入札参加意向申出書</p> <p>② 建築士事務所登録通知書の写し</p>		
設計図書	5ページ以降		
入札参加申込締切日時	令和元年 6月 4日 正午まで 持参による		
指名・非指名通知日	令和元年 6月 11日		
質疑締切日時	令和元年 5月 22日 午後 3時00分	回答期限日時	令和元年 5月 29日
入札及び開札日時	令和元年 6月 17日（月） 午後 2時00分		
入札及び開札場所	横浜市中区真砂町2丁目12番地 関内駅前第一ビル2階 教育委員会事務局210会議室		
支払い条件	前金払	しない	部分払 別紙 支出割合参照
注意事項	-		
発注担当課	教育委員会事務局教育施設課	電話	045-671-3298
契約事務担当課	教育委員会事務局教育施設課	電話	045-671-3298





汐見台小学校仮設校舎賃貸借

A. 仮設校舎設置工事

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
I. 直接工事費		1.00	式			
II. 共通仮設費		1.00	式			
計						

汐見台小学校仮設校舎賃貸借

A. 仮設校舎設置工事 I. 直接工事費

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1. 建築工事		1.00	式			
2. 電気設備工事		1.00	式			
3. 空調衛生設備工事		1.00	式			
4. 昇降機設備工事		1.00	式			
5. 解体工事		1.00	式			
計						

汐見台小学校仮設校舎賃貸借

A. 仮設校舎設置工事    I. 直接工事費    1. 建築工事

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(1) 直接仮設費		1.00	式			
(2) 基礎・土間工事		1.00	式			
(3) 本体工事		1.00	式			
(4) 樋・板金工事		1.00	式			
(5) 木・内装工事		1.00	式			
(6) 金属工事		1.00	式			
(7) 左官工事		1.00	式			
(8) 内部建具工事		1.00	式			
(9) 塗装工事		1.00	式			
(10) 雑・備品工事		1.00	式			
(11) 外構工事		1.00	式			
計						

汐見台小学校仮設校舎賃貸借						
A. 仮設校舎設置工事		I. 直接工事費		2. 電気設備工事		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(1) 各室総合 (電灯コンセント)		1.00	式			
(2) 電灯設備		1.00	式			
(3) 動力設備		1.00	式			
(4) 受変電設備		1.00	式			
(5) 校内情報通信網設備		1.00	式			
(6) 校内交換設備		1.00	式			
(7) 映像・音響設備		1.00	式			
(8) 拡声設備		1.00	式			
(9) 誘導支援設備		1.00	式			
(10) テレビ共同受信設備		1.00	式			
(11) 監視カメラ設備		1.00	式			
(12) 火災報知設備		1.00	式			
(13) 幹線設備		1.00	式			
(14) インターホン設備		1.00	式			
(15) 機械警備予備配管設備		1.00	式			
計						

汐見台小学校仮設校舎賃貸借

A. 仮設校舎設置工事 I. 直接工事費 3. 空調衛生設備工事

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(1) 給水設備		1.00	式			
(2) 排水設備		1.00	式			
(3) 消火設備		1.00	式			
(4) 冷暖房設備		1.00	式			
(5) ガス設備		1.00	式			
(6) 衛生器具設備		1.00	式			
(7) 換気設備		1.00	式			
(8) 計装設備		1.00	式			
(9) 給湯設備		1.00	式			
(10) スプリンクラー設備		1.00	式			
(11) 仮設給排水設備		1.00	式			
計						

汐見台小学校仮設校舎賃貸借仕様書

横浜市教育委員会事務局教育施設課

## 第1章 総 則

### 1-1 委託内容及び履行期限

仮設校舎の設計施工（法的手続きを含む）及び仮設校舎の賃貸借業務  
契約締結日から平成 35 年 8 月 31 日まで

### 1-2 工事概要書

設置場所	神奈川県横浜市磯子区汐見台 3 丁目 6 番地
主要用途	校舎（仮設校舎）
工事延床面積	5,300 m <sup>2</sup> 程度
構造・規模	軽量鉄骨造・3 階建て
用途地域	第一種中高層住居専用地域
防火地域	準防火地域
その他の地域	第 4 種風致地区、緑化地域、宅地造成工事規制区域 汐見台一団地の住宅施設

### 1-3 契約条件

使用期間 平成 32 年 8 月 1 7 日から平成 35 年 8 月 3 1 日まで

\*使用期間の短縮又は延長及びそれに伴う契約期間の変更については、別途協議とする。

\*使用期間終了後は、速やかに手続を行い、解体及び粗整地を行うこと。また、解体及び粗整地にかかる費用は本契約に含む。

### 1-4 適用範囲

当該工事にあたっては、本仕様書及び図面、特記仕様書に記載してある事項による。それらに記載されていない事項については、原則として受注金額の範囲内で市と協議し決定するものとする。

### 1-5 作成図書

設計にあたっては、関係法令を遵守すること。契約締結後、速やかに本仕様書及び特記仕様書、図面に基づき、詳細設計、申請資料等の作成を行い、事前相談・許認可申請等の手続を受注者の責で完成させること。各手続にかかる費用等は本契約に含む。

受注者が作成する一般的な設計図書（以下、設計図書という。）は、仮設計画図、建築図、電気設備図、衛生・空調設備図、その他設備施工図、諸官庁提出図面（構造図、構造計画書、計画通知）、その他必要図書とする。

### 1-6 使用材料等

原則として工事に使用する材料は、特記仕様書に定める品質及び性能を有する新品とする。なお、アスベスト含有建材の使用は禁止する。

### 1-7 工事監理業務

受注者は工事監理者を任命し、計画通知に伴う建築基準法上等の着工前から完了までの検査及び諸手続に関する以下監理業務を行う。

- (1) 着工前手続
- (2) 施工計画書等の確認、検査確認等、施工中手続
- (3) 完了時手続、検査立会等

### 1-8 施工前協議

施工前に、設計図書を市に提出し、市と協議を行うこと。

### 1-9 施工体制等

工事に際しては、関連法令等を遵守した上で施工管理体制を確立し、仮設計画、工事工程等について協議を行い、工程管理、安全対策、品質の確保等を適切に行わなければならない。また、工事車両の搬入は、事前に近隣住民に周知し、トラブルのないよう努め、周辺住民等への工事説明会開催時には必要な書類を作成し同席すること。

### 1-10 疑義

工事内容に疑義が生じたときには、市と協議を行い決定すること。

### 1-11 安全対策

工事施工中の安全確保に関しては、関係法令を遵守し、「建設工事公衆災害防止対策要領」に従い、工事の施工に伴う災害の防止に努めなければならない。また、工事に際しては、児童及び近隣住民の安全を確保すること。

## 第2章 施工計画

### 2-1 一般共通事項

- (1) 事前現場調査 可 不可  
(2) 官公庁その他への届出 市 受注者

### 2-2 仮設工事

- (1) 現場事務所 要 不要  
(2) 工事用仮設トイレ 要 不要  
(3) 工事用水 支給 受注者負担  
(4) 工事用電力 支給 受注者負担  
(5) 仮囲い 要 任意（受注者が安全を確保）  
(6) 交通整理員 要 任意（受注者が安全を確保）

### 2-3 土工事

- (1) GLは事前に高低差測量を行い協議の上決定する。  
(2) 建設発生土を含む発生材が生じた場合は、横浜市と協議の上、法に則って適切に処分すること。  
(3) 再生砕石の使用 可 不可  
(4) 地質調査資料の有無 有 無

受注者負担において平板載荷試験等を実施し、構造耐力上必要な地耐力の確認及び不同沈下がおきない旨等の検討を行うこと。また、地盤改良等が必要な場合は別途横浜市と協議を行うこと。

### 2-4 本体工事

- (1) コンクリート強度は設計強度21N以上とする。  
(2) 床の積載荷重 建築基準法による 市構造基準による  
(3) 鉄骨の規格 自社規定による ISO9001認定工場のもの  
又はJIS規格適合品  
(4) 鉄骨錆止め塗装 建築工事標準仕様書を適用 自社規定による

### 2-5 仕上工事

- (1) 外部仕上材仕様 自社規定による 別表による  
(2) 内部仕上材仕様 自社規定による 別表による

## 2-6 その他

- |                          |   |  |
|--------------------------|---|--|
| (1) 地上障害物の処理<br>(遊具・倉庫等) | <input type="checkbox"/> 指定場所に移設<br><input type="checkbox"/> 受注者の責任において処分 | <input type="checkbox"/> 指定場所へ処分<br><input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 |
| (2) 地中障害物の処理<br>(散水設備等)  | <input type="checkbox"/> 指定場所に移設<br><input type="checkbox"/> 受注者の責任において処分 | <input type="checkbox"/> 指定場所へ処分<br><input checked="" type="checkbox"/> 別途協議 |
| (3) セキュリティシステム           | <input type="checkbox"/> 別途加入 <input checked="" type="checkbox"/> 非加入     |  |
| ※引渡し後横浜市負担において加入予定       |   |  |
| (4) 清掃契約                 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無          |  |
| (5) 試験、製品検査              | <input checked="" type="checkbox"/> 要 (公共建築工事標準仕様書に準拠)                    | <input type="checkbox"/> 自社規定による   |
| (6) ガス                   | <input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要         |  |
| (7) ケーブルテレビ              | <input type="checkbox"/> 別途加入 <input checked="" type="checkbox"/> 非加入     |  |
| (8) プロバイダー (インターネット)     | <input checked="" type="checkbox"/> 別途加入 <input type="checkbox"/> 非加入     |  |
| (9) 避難器具 (滑り台)           | <input type="checkbox"/> 要 (点検含む) <input checked="" type="checkbox"/> 別途  |  |
| (10) 消防用設備               | <input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 別途         |  |
| (11) 昇降機                 | <input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 別途         |  |
| (12) 受水槽                 | <input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要         |  |

## 第3章 設備

- 3-1 給水、排水、ガス、空調、電気、電話、昇降機等を設置すること。
- 3-2 衛生器具等は事前に市と協議のうえ施工すること。
- 3-3 照明器具、コンセント位置及び弱電機器等は事前に市と協議のうえ施工すること

## 第4章 雑部

- 4-1 仕上ユニット等は、別表及び参考図面を参照し製作図等を作成の上、納入・設置を行うこと。
- 4-2 案内板・室内板については、名称を確認のうえ製作すること。

## 第5章 引渡検査

- 5-1 受注者は工事が完了したときは、必要な許認可手続を経たうえで、その旨を市に通知しなければならない。
- 5-2 市は完了の通知を受けたときは、すみやかに確認の検査を行う。検査に合格しない場合、受注者はその責において直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。
- 5-3 検査に合格したときは、市はすみやかに引渡しを受けるものとする。
- 5-4 受注者は引渡し前に建物の内外にわたり十分に清掃を行うものとする。
- 5-5 引き渡しに際し受注者は、完成図、維持保全に関する資料、引渡し品 (貸与品)、目録、諸官庁届出書、その他必要書類を市に提出する。
- 5-6 引渡検査合格後、賃貸借開始前には学校関係者を対象とした取扱説明会を開催すること。

## 第6章 維持管理

受注者は、賃貸期間中、必要な修繕義務を負い、保守点検を行うものとする。市は物件を注意して維持管理する義務を負う。各々費用負担する事項については次のとおりとし、その以外の事項については、その都度協議により決定する。

(1) 公租公課	<input type="checkbox"/> 市	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者
(2) 火災保険	<input type="checkbox"/> 市	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者
(3) 法定点検	<input checked="" type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 受注者
(4) 各種消耗品	<input checked="" type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 受注者
(5) 電気料金	<input checked="" type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 受注者
(6) ガス料金	<input checked="" type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 受注者
(7) 上下水道使用料	<input checked="" type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 受注者
(8) 清掃	<input checked="" type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 受注者
(9) セキュリティ	<input checked="" type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 受注者
(10) 通信費	<input checked="" type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 受注者
(11) 保守点検	<input type="checkbox"/> 市	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者

## 第7章 工事上の疑義

工事内容に疑義が生じたときは市と協議を行い決定すること。

汐見台小学校仮設校舎賃貸借特記仕様書

横浜市教育委員会事務局教育施設課

## 1 建物概要

### (1) 名称

汐見台小学校仮設校舎

### (2) 設置場所

神奈川県横浜市磯子区汐見台3丁目6番地

### (3) 構造規模等

仮設校舎：軽量鉄骨構造 3階建て

給食室：軽量鉄骨構造 平屋建て

### (4) 敷地面積

23,150㎡

### (5) 建築面積

仮設校舎：約1,700㎡

給食室：約250㎡

### (6) 延床面積

仮設校舎：約5,050㎡

給食室：約250㎡

## 2 一般共通事項

本工事は、この仕様書による他は原則「公共建築工事標準仕様書 建築工事編（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「公共建築工事標準仕様書 機械設備編（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「公共建築工事標準仕様書 電気設備編（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によることとする。

## 3 建築工事

### (1) 直接仮設工事

建築に係るやり方、墨出し・現寸型板、外部足場、安全手摺、防災養生シート、養生、清掃後片付け一式とする。

### (2) 土工事

基礎工事等に係る既存舗装の解体、根切り、埋め戻し、残土処分、砕石地業一式とする。なお、残土が生じる場合は、横浜市と協議の上、法に則って適切に処分すること、アスファルトはリサイクル処分を行うこと。

### (3) コンクリート工事

基礎工事等に係るコンクリートの材料及び打設手間及び運搬費一式とする。

### (4) 型枠工事

基礎工事等のコンクリート設置に係る型枠損料及び運搬費一式とする。

### (5) 鉄筋工事

基礎工事等に使用する材料、加工手間、運搬費一式とする。使用するコンクリート用棒D10～D16については、SD295A、D19以上はSD345とする。

### (6) 鉄骨工事

鉄骨建物本体等に使用する鉄骨等の材料、工場加工費、運搬費、鉄骨建て方費、建て方に使用する重機の損料、錆び止め塗装費等一式とする。なお、鉄骨断面等は構造計算により安全を確

かめるものとする。

(7) 木工事

建具廻りの枠等一式

(8) 金属工事

壁下地軽鉄、天井下地軽鉄、天井点検口及び切り込み補強一式とする。

(9) 左官工事

スラブのコンクリートの直押さえ、雑部のモルタル塗り等一式とする。

(10) 外部建具工事

外部に面する建具とその金物一式とする。原則、建具はアルミ製とする。なお、出入り口については鍵付きとし、マスターキーを用意する。また、北側（既存校舎側）は二重とし防音サッシとする。さらに、外部に面する建具には、備品リストの通り暗幕及びカーテンを設置すること。

(11) 内部建具工事

内部に面する建具とその金物一式とする。原則、建具はスチール製とする。なお、主要諸室の出入り口については鍵付きとしマスターキーを用意する。

(12) ガラス工事

建具に使用するガラス、ガラスシーリング及びガラスクリーニング一式とする。原則強化透明4mmとし、一部協議により型板ガラスとする

(13) 塗装工事

別表等による塗装一式とする。

(14) 内装工事

別表等による床、壁、天井、巾木、廻り縁材等一式とする。

(15) 仕上げ・ユニット工事

整備項目は備品リストの通りとし、必要に応じて転倒防止措置を施すこと。各備品リストの仕様（寸法、材質、機能）は「横浜市小・中学校標準図 G95 型 12 改(H29 改訂版)」を参照の上、市と協議し決定すること。

(16) 仮設給食室新設工事

ア 仮設給食室を建設する。（仕様は別紙図面による）

イ 既存給食室内厨房機器の移設を行う。（電気、給排水衛生、空調換気設備一式含む）

(17) その他

解体時については、現況復旧、整地は粗整地とする。

本建物で使用する材料は原則規制対象外又はF☆☆☆☆とするとともにアスベスト非含有とする。

建具には原則として指挟み防止の措置を行うこと。

横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう整備すること。

施工完了後、「横浜市建築局所管工事揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定マニュアル」に従いVOC測定の行い報告書を提出すること。

4 電気設備工事

電気設備工事の実施設計における性能基準及び性能技術基準は、原則として「建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 平成30年版)※契約時において最新版とする」(以下「設

計基準」という。)に準拠し、次の設備を施設すること。

なお、原則として電線、ケーブル類は一般ケーブルとし、露出する配線は電線管等により保護するものとする。

(1) 電力引込設備

- ・仮設校舎の電気は新規で引込むこと。
- ・高圧引込みについては、波及事故防止装置付き区分開閉器を設置すること。

(2) 受変電設備

- ・受変電設備は仮設用屋外キュービクル式とすること（消防認定品、ただし消防との事前協議により承諾を受ければ消防認定同等品でもよい）。
- ・受変電基礎を耐震震度 1.0G 以上とすること。
- ・設置場所は市担当者と協議の上で設置すること。
- ・キュービクル式屋外受変電設備はネットフェンス H1800 以上で関係法令に従うかたちで囲うこと。
- ・トランスの騒音、振動に配慮すること。

(3) 幹線設備

- ・新規キュービクルより電力等の供給を受け、以降仮設校舎の電灯、動力までの配管・配線及び機器取付け一式とする。
- ・幹線は人が触れないよう敷設すること。
- ・電灯分電盤のうち消防設備用電源、機械警備用電源等の特定遮断器は配線用遮断器で施設できるものとする。
- ・漏電火災警報器は、消防関係法令に基づき設置対象となった場合のみ施設すること。

(4) 動力設備・電灯・コンセント設備

(動力)

- ・各階空調、衛生、消火機器等への電力供給のため、動力盤を設置し、二次側配線工事を行うこと。
- ・各機器の警報盤を職員室に設置し、警報範囲図を用意すること。

(電灯・コンセント)

- ・各階に分電盤、各室に配電盤を設けること。
- ・屋外、水周りに設置するコンセント回路用分岐開閉器は ELB とすること。
- ・設備諸元表により必要諸室にコンセントを設けること。また、位置に関しては市担当者と協議の上決定する。
- ・屋外、水周りに設置するコンセントは防水仕様とすること。
- ・コンセントは口数を満たすと共に、調査の上容量を満たすこと。
- ・照明器具の設置箇所は、建物内、玄関廻り及び屋外動線付近の外壁とし、屋外動線の照度が外壁灯では不十分な場合、別途外灯又は投光器を設置して夜間の照度を確保すること。また、スイッチ類は各室、昇降口、廊下等適切な箇所設置すること。
- ・請負者は、接地抵抗・絶縁抵抗・照度測定、作動試験等の必要な各種試験測定を行い、報告書にまとめて提出すること。
- ・照度基準については、J I S 基準及び設計基準に準拠するものとするが、概ねの設計照度は次のとおりとする。

ア 教室 : 500lx 以上

イ 玄関、廊下、トイレ等 : 100lx以上

- ・照明器具については、原則として Hf 型蛍光灯定格出力型または LED とする。また、日常の教育に支障がないよう必要な台数を設置すること。

(5) 電話設備

- ・電話回線の新規引込みは市にて発注、契約を行い、引込みからの配線ルートの確保と、MDF から各使用諸室までの配管・配線を行う。
- ・職員室及び各必要諸室に電話機を設置する。(設備諸元表による)
- ・電話交換機及び各機器はリースとし、配管・配線及び機器調整を行うこと。
- ・必要に応じて関係機関と協議を行うこと。

(6) テレビ共聴設備

- ・屋上に UHF アンテナを設置すること。
- ・諸元表を参考とし、該当箇所に端子を設置し、テレビ視聴を可能とすること。
- ・放送室からの映像がテレビ設置室にて視聴可能とすること。

(7) 情報通信用配管・配線設備

- ・情報通信の新規引込みは市にて契約、発注とし、引込から仮設校舎までの配管、配線ルートの確保を行う。
- ・職員室内まで光ケーブル用配管・配線を行うこと。
- ・工事は市担当者及びその指定業者と十分に協議を行うこと。
- ・今回の仮設校舎建設に伴い、必要となる居室の LAN 設備として、インターネット環境へ接続できる設備(配線、HUB 等)一式を施設すること。

(8) 誘導灯設備

防災設備として次の設備一式を法令に基づき施設すること。

ア 自動火災報知設備

消防関係法令に基づく自動火災報知設備を設置すること。

イ 非常警報設備

消防関係法令に基づく非常警報器具を設ける義務が生じた場合については、法令に基づき非常警報設備を設置すること。

ウ 非常用照明設備

非常用照明設備は、建築基準法関係法令で定められた設置義務のある部分に施設すること。

エ 避難器具

法令上必要な避難器具を設置すること。

(9) 放送設備

- ・放送室に調整台、アンプ、モニター等放送設備、機材を新設し、配線、設定及び調整を行うこと。
- ・必要に応じて、既存職員室より仮設校舎職員室へ放送機器を移設、設定、調整を行う。
- ・設備諸元表を参考に必要諸室にスピーカー設置し、配線・配管を行う。

(10) インターホン設備

- ・外部インターホンは学校用、キッズクラブ用、給食用で設ける。
- ・学校用は南門に設置し、親機は職員室に設置する。
- ・キッズクラブ用の位置、仕様は施設管理者及び市担当者と協議の上決定する。
- ・内部インターホンは職員室に親機を設置し、仮設校舎内の各部屋(倉庫及び教材教具室を

除く)に子機を設置する。

- ・給食室は外部出入口前に子機、調理室及び休憩室間に親機を設置する。

#### (11) 機械警備設備

機械警備設備配線用の空配管もしくはケーブルラック設置を行う。または、天井内ではなく、露出配線で天井ボードもしくは壁に固定するものとする。

#### (12) 電気錠設備工事

電気錠、制御盤及び配線の設置工事一式

#### (13) 防犯カメラ移設工事

既存の防犯カメラ移設、モニター及び配線の移設一式工事

#### (14) その他

その他関係法令等で設置義務が生じる設備については、本工事において施設すること。

### 5 昇降機設備工事

- ・乗用 11 人乗り中央開き 45m/min(機械室レス)とする。
- ・かご寸法、出入口幅、操作設備、内部仕様は横浜市福祉のまちづくり条例に準ずる。
- ・管制装置は地震、火災、停電とする。
- ・扉は防犯窓ありとする。
- ・付加仕様として、光学センサー、キックプレート、パーキングスイッチ、リスタート、非常用スピーカー、換気扇を設置する。
- ・耐震クラス A14 とすること。
- ・施工時の法規・基準に適合した仕様とすること。

### 6 衛生設備工事

#### (1) 給水・給湯設備

- ・道路給水本管から新規 (75A) 引き込みを行うこと。
- ・仮設校舎に支障となる給水管を撤去、切り回しを行うこと。
- ・契約終了時には、原状に復旧すること。・水道メーター設置は本工事とすること。
- ・ガス給湯形式により、各必要諸室への給湯設備及び配管を行うこと。
- ・給水配管は HIVP 管、給湯管は SUS 管とし、原則保温を設置する。
- ・水道管は水道直結方式とする。
- ・手続に要する費用および申請事務費、水道加入金は本工事に含むものとする。
- ・給水設備の工事は横浜市水道局と協議の上、横浜市水道条例に基づいた設計を行い、申請及び施工は「指定給水装置工事事業者」が行うものとする。

#### (2) 排水・通気設備

- ・汚水排水は、既存汚水桝に接続する。ただし、現地調査の上、既存排水管及び公設桝が利用不可の場合、必要に応じて新設する。
- ・契約終了時には、原状に復旧すること。
- ・下水道本管との接続は、自然流下を原則とするが、構造的に不可能な場合は、中継用汚水槽を設けポンプによる排水も可とする。
- ・原則、配管種は VP 管とすること。
- ・汚水・排水管の必要な箇所には有効な通気管を設け、3 階まで立上げて外部まで開放する。

- ・汚水・排水設備の工事は、所管土木事務所と協議の上、横浜市下水道条例に基づいた設計を行い、申請及び施工は「下水道指定工事店」が行うものとする。
  - ・手続に要する費用および申請事務手数料は工事に含むものとする。
- (3) 雨水排水設備
- 豎樋からの雨水を柵で受け、雨水設備（側溝等）に接続する。
- (4) 衛生器具設備
- ・各階、各部必要な箇所に手洗所を設ける。（別図による）
  - ・1階に多目的トイレを設ける。（仕様は横浜市福祉のまちづくり条例による）
  - ・衛生器具の設置数は「衛生器具の適正個数算定法」（空気調和・衛生工学会）に準じた個数とする。
  - ・SKは各手洗所に1箇所以上設置すること。
  - ・大便器、小便器は節水型とすること。
  - ・便器は普通の便座とし、暖房便座、温水洗浄便座は設置しないこととする。
  - ・紙巻器は各大便器に2箇所設置すること。
  - ・手洗所には洗面器、水石鹸入れを設置すること。
  - ・手洗所前にステンレス製の流し台を設けること。
- (5) 散水設備
- ・操作盤は既存職員室から仮設職員室に移設すること。
  - ・仮設校舎設置箇所の散水は停止し、グラウンド②への散水は継続して行えるよう結び替えること。

## 7 空気調和設備工事

### (1) 空調調和設備

- ・設備諸元表に伴う必要諸室に仮設の空冷ヒートポンプエアコンを設置する。
- ・仕様は新冷媒・天井吊型・インバーター形式とする。
- ・能力は各普通教室で冷房 200[W/m<sup>2</sup>]以上、暖房 220[W/m<sup>2</sup>]以上とし、能力上不足となる恐れのある箇所に関しては設備を上げるなど考慮すること。
- ・厨房には3ヶ所以上厨房用スポット空調を設置すること。
- ・室外機はガード付きとし、外部に設置すること。また、2、3階はブラケット式架台にて固定すること。さらに、児童が直接手を触れることが可能な室外機を設置する場合は防護フェンスを設置すること。
- ・リモコンは教室内入口付近の学校が指定する場所に設置する。
- ・冷媒管の保温厚さは液管 20 mm、ガス管 10 mmとする。

### (2) 換気設備

- ・設備諸元表に伴い換気扇を設けること。
- ・3階天井裏には夏季の熱射対策として、屋根裏換気を確保すること。
- ・換気扇の外部に雨等の吹込み対策を講じること。
- ・換気量は24H換気に対応したものとする。
- ・厨房外部排気ダクトは上部に立上げ、吹出し口は周辺に配慮すること。
- ・厨房に設ける給気口は衛生に配慮したフィルタを設けること。

## 8 ガス設備工事

- ・プロパンガス置場を新規で設けること。また、必要に応じてバルク設備を設けること。
- ・別紙設備諸元表において、該当する諸室へ供給すること。
- ・理科室、家庭科室は移設実験台、調理台へのガス設備の接続を行うこと。

## 9 消火設備

- ・法及び所轄消防署指導に従い、各階に屋内消火栓等を設置すること。
- ・消火水槽を設置すること。
- ・全館に消防法に準じた消火器を設置すること。
- ・消火設備の設置については、所管消防署と十分協議し、必要な手続きを行うこと。

## 10 厨房設備

### (1)一般

- ・既存校舎厨房機器の移設工事・調整を含む。(別紙図面による)ただし、現地再設置が不可能な機器があった場合は、リース対応とする。
- ・原則、移設した厨房機器等については仮設校舎解体工事時に撤去、処分とする。
- ・汚染、非汚染区域の排水配管経路について汚染区域から非汚染区域を経由しないこととし、衛生環境に配慮すること。
- ・コンセント、手洗器等は厨房仕様とすること。
- ・給食室には直結水道を引くこと。
- ・厨房フードは必要箇所に設置し、ステンレス製とすること。
- ・給食室排気口は周りの環境に配慮し設置すること。
- ・床は耐火、耐水、耐油の塗装で仕上げること。
- ・厨房機器の設置については、関係官公庁と十分に協議し、必要な手続きを行うこと。

### (2)排水

- ・ステンレス製ノンスリップグレーチング及び柵を調理室、洗浄室、下処理室の機器下及び調理室、洗浄室、下処理室の出入口等必要箇所に設置すること。
- ・給食業務に際し、グレーチング及び柵から水があふれ出すことがないように留意して設置すること。
- ・グレーチングは水があふれ流れ出すことがないように十分な長さを確保すること。
- ・グリーストラップを適切に設け、清掃しやすい位置に設置すること。
- ・グリーストラップ付近に給水給湯設備を設けること。また、蓋は重量を軽くし、車両の通行にも配慮した耐荷重とすること。

## 11 外構その他工事

- ・鳥小屋を撤去移設し、ごみ置き場、倉庫を新設する。
- ・体育倉庫、鉄棒、砂場を撤去しグラウンド②へ新設する。
- ・その他仮設校舎設置に伴う外構工作物(防球ネット、遊具等)の取外し、再取付樹木の伐採、伐根、剪定を行う。
- ・仮設校舎時の外構は透水性アスファルト舗装とする。
- ・仮設校舎の設置に支障となる給排水管(グラウンド散水管共)は撤去・切回しとする。

- ・南門及び仮設校舎職員、来校者用の玄関に校名板を設置すること。
- ・各階案内板を昇降口、職員、来校者用玄関及び各階階段に設置すること。

## 12 解体工事

- ・仮設校舎建設前の原状に復旧すること。(範囲仕様は発注者と協議の上)

## 13 リース備品の設置、既存校舎からの家具備品の移設

- ・別紙設備諸元表及び備品リストを参考に実施設計段階で実地調査を行い、既存校舎から移設する備品、リースで対応する備品について横浜市教育委員会、学校と十分に精査すること。精査の結果、不足する備品はリース対応とすること。
- ・設備機器に必要な電気・給排水・ガス・接続工事は本件に含むこと。
- ・リース備品・既存校舎からの移設備品の配置場所については各関係者と協議を行い決定すること。また、既存校舎からの移設備品設置のため床、壁、天井内補強等を本工事に含むこと。
- ・収納家具は原則鍵付きとすること。
- ・原則、既存校舎からの移設備品は仮設校舎解体時に撤去処分とすること。また、処分備品については仮設校舎解体前に各関係者と最終確認を行うこと。

## 14 キッズクラブの整備

- ・普通教室と同等の照明及びエアコンを設置する。照明は、蛍光灯の場合はガード付とする。
- ・外部に面して掃き出し窓を設置し、掃き出し窓部分には庇を設ける。
- ・外部に面したサッシには網戸を設置する。
- ・モニター付きインターホン及び電気錠操作盤を学校用とは別に設け(子機で可)、キッズクラブにて門扉からの呼び出しに応答及び門扉の開錠を可能とする。
- ・市及び学校関係者と協議のうえ、キッズクラブと学校の間(屋内廊下及び階段)は管理用のゲートまたはシャッター等の施錠可能な管理用区画を設ける。
- ・キッズクラブ利用者用の下足入れを用意し、市と協議によって決定した場所に固定すること。
- ・キッズクラブ隣接の多目的室については、上記(1)と同様に対応する。
- ・コンセントの配置は、既存校舎キッズクラブにおける配置をできるだけ踏襲すること。なお設置する10カ所のうち2箇所は空調機用とする。
- ・給湯方式は電気貯湯式10Lとし、沸き上がり温度60度、出湯温度40度とする。

## 15 安全対策

- ・工事中は安全面における責任者を常駐させ、災害危険防止に対し十分な対策を考慮すること。
- ・工事中は交通整理員を配置し、児童・教職員・近隣住民等の通行の安全を十分確保すること。
- ・仮設計画については安全に留意した仮設計画とする。
- ・仮囲いはH3.0mの万能鋼板とすること。また、南側には車両ゲートとしてアルミ製門扉を設置すること。
- ・仮囲い、車両ゲートは各関係者、校舎建替え工事業者と協議を行うこと。
- ・工事車両の誘導及び歩行者、児童の安全に努めると共に、外周道路を汚さないよう工事

敷地内に鉄板等を敷設すること。

- ・本建物建設中は緊急連絡体制を確立し常時連絡可能にしておくこと。

## 16 法令順守

- ・関係法令、指導通達及び計画通知等における指導を遵守すること。
- ・本建物は建築基準法 85 条 5 項の仮設建築物であり、外壁は不燃とすること。
- ・その他、法令に関する部分で施工図と計画通知図が異なる場合は、計画通知図を優先とすること。

## 17 その他条件

### (1)建具

- ・2、3 階の各室の外部建具には、室内側の FL+1,100 以上の高さに転落防止手摺又は建具の開口制限を設け、転落防止策を講じること。
- ・各教室の廊下側に欄間を設け、通風、換気及び採光に配慮すること。
- ・音楽室及び多目的室(集会・発表)は、間仕切壁等に防音シート、扉に開き戸の防音ドア等の防音、遮音措置を施し、外部サッシは防音二重サッシとすること。
- ・新校舎建設、解体工事の工事中の騒音対策として、工事現場に面する諸室の外部サッシは防音二重サッシとする。
- ・出入口の扉は、全て管理用の鍵付きとすること。鍵の区分としては各関係者と協議の上、決定すること。また、必要箇所については電気錠とすること。
- ・備品リストに伴いカーテン、暗幕の設置を行うこと。
- ・手洗所は型板ガラスとすること。
- ・網戸を給食室及びキッズクラブの教室の必要ヶ所に設置すること。
- ・扉のレールは段差解消措置を設けること。
- ・児童用手洗所の出入口には扉を設けないこととし、廊下から手洗所内は見えないよう配慮すること。

### (2)安全配慮

- ・壁、水平ブレースについては、大臣認定ブレースまたは JIS 規格適合品とする。
- ・構造物、リース備品等は出隅部を面取りした形状とし、止むを得ず角状となる場合はコーナーガード部材等を設置すること。
- ・仮設校舎 2、3 階に避難器具を設置する。詳細については事前に消防署と協議を行い、適切に対応すること。
- ・各諸室の外部建具（窓）には、落下防止のため外れ留めを 3 か所以上設置すること。
- ・内部引戸については、指詰め防止策を講じること。
- ・外部建具には戸当りや、指挟み防止等の安全対策を講じること。
- ・廊下とトイレ等の床は防滑性の材質とすること。
- ・全ての家具（移設備品）に転倒防止を設置し、重量物を設置する場合には、床補強すること。なお、家具等の固定は引越作業時に行うこと。

### (3)その他

- ・仮設校舎建設のための仮囲いについては、市担当者と協議の上位置等を決定すること。また、工事進捗に応じて、盛替えること。

- ・建物出入口（玄関、給食室出入口等）には庇を設けること。
- ・内部階段室は可能であれば倉庫とし、倉庫内には照明を設けること。
- ・階段や踊り場には両側に手摺を設けること。（福祉のまちづくり条例による）
- ・本仕様書に疑義が生じた場合、賃貸人は賃借人と協議上決定する。

## 建物概要

共通	基礎	鉄筋コンクリート造
	軸部	軽量鉄骨
	床	床下には防湿ポリエチレンフィルム(t=0.15 以上)を貼ること
	間仕切り壁(仕上表参照)	軽鉄軸組 石膏ボード(t=9.5、12.5)等 壁仕上を施工すること
	天井(仕上表参照)	軽鉄野縁(不燃)化粧石膏ボード t=9.5 等 天井裏 グラスウール t=50 以上(F☆☆☆☆) (24kg/m <sup>3</sup> 以上)
特記事項	本建築物は「準耐火建築物」とする。	
	建築基準法第28条の2の建築材料及び換気設備は政令で定める技術的基準に適合するものとする。	
	本契約内で使用する材料は原則F☆☆☆☆とする。	
	生徒の手の届く範囲(H1500 までの範囲)の鋭角部はゴムカバー等で保護する。	

## 外部仕上

共通	屋根	二重折板断熱工法(働き幅 450) 上弦材:ガルバリウム鋼板(カラー)t=0.6 H=131 断熱材:グラスウール(10kg/m <sup>3</sup> t=100) 下弦材:ガルバリウム鋼板(素地)t=0.6 H=131
	外壁	サンドイッチパネル 外側:カラーガルバリウム鋼板 t=0.35 内部:硬質ポリウレタンフォーム 内側:カラーガルバリウム鋼板 t=0.35
	板金	基礎水切 カラー鉄板 t=0.35 以上
	樋	軒樋 塩ビ製 120 角 縦樋 塩ビ製 60φ(VU) 養生管
	塗装	鉄骨錆止め(JIS 5621 1種)、下地見え掛り部 FE 塗
	庇	ガルバリウム鋼板 t=0.5 以上
	軒裏	折板表し
	鋼製外部階段	有効巾 1200 以上 蹴上げ 160 以下 踏み面 260 以上 両側手摺 H=1,150
	出入口階段スロープ	コンクリート製

## 内部仕上表

※天井高さの下限値は「横浜市小・中学校標準図（校舎 95 型 12 改 平成 29 年改訂版）」による。

室名	天井高	床・下地	巾木	壁・下地	廻縁	天井・下地
教室 特別教室	h=2700 ～ 3000	長尺塩ビシート t=2 ラワン合板 t=4	ソフト巾木 h=60	軽鉄下地 化粧石膏ボード <sup>®</sup> t=12.5	塩ビ	軽鉄下地 強化石膏ボード <sup>®</sup> t=12.5 EP 化粧石膏ボード <sup>®</sup> t=9.5(3F)
廊下	h=2500 ～ 3000	長尺塩ビシート t=2 ラワン合板 t=4	ソフト巾木 h=60	軽鉄下地 化粧石膏ボード <sup>®</sup> t=12.5	塩ビ	軽鉄下地 強化石膏ボード <sup>®</sup> t=12.5 EP 化粧石膏ボード <sup>®</sup> t=9.5(3F)
男子・女子 トイレ	h=2400 ～ 3000	長尺塩ビシート t=2 ラワン合板 t=4	ソフト巾木 h=60	軽鉄下地 ケイ酸カルシウム板 t=8 EP 塗装	塩ビ	軽鉄下地 強化石膏ボード <sup>®</sup> t=12.5 EP 化粧石膏ボード <sup>®</sup> t=9.5(3F)
昇降口	h=2590 ～ 3000	土間コンクリート 金鍍仕上げ	モルタル 巾木 h=60	軽鉄下地 化粧石膏ボード <sup>®</sup> t=12.5	塩ビ	軽鉄下地 強化石膏ボード <sup>®</sup> t=12.5 EP 化粧石膏ボード <sup>®</sup> t=9.5(3F)

## 室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書

### 1 建築材料等の使用制限の原則

建築材料等の使用制限の原則は、以下のとおりとする。ただし、該当する材料がない等の事由により、本原則によりがたい場合の措置は協議による。

(1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びブスチレンを発散する材料については、F☆☆☆☆とする。やむを得ず、F☆☆☆☆又はその同等品（旧JAS 又は旧JIS におけるFco、Eco を含む。）とする場合は、あらかじめ市担当者の承諾を得ること。

対策をとる建築材料等

- ・ 合板・木質系フローリング・構造用パネル・集成材・単板積層材・MDF
- ・ パーティクルボード・その他の木質建材
- ・ 家具・書架・その他の什器等(合板類、接着剤及び塗料を使用する場合)
- ・ ユリア樹脂板
- ・ 壁紙
- ・ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び巾木等に使用する接着剤
- ・ 保温材・緩衝材・断熱材
- ・ 塗料
- ・ 仕上塗材

(2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン（以下「トルエン等」という。）を含有する塗料及び接着剤についてはトルエン等の含有量が少ない規格品とする。

対策をとる建築材料等

- ・ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び巾木等に使用する接着剤
- ・ 塗料
- ・ 溶剤

(3) クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノブカルブを含有しない非有機リン系の防腐・防蟻剤とし、加圧式防腐、防蟻処理等は工場で行い、十分に乾燥した後に現場に搬入する。

対策をとる建築材料等

- ・ 木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤

(4) フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない、難揮発性の可塑剤を使用している接着剤とする。

対策をとる建築材料等

- ・ 壁紙用接着剤（規格品とする）
- ・ 木工用接着剤

### 2 施工中の安全管理

接着剤及び塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

3 測定 次により、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、市担当者に報告する。

・ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド

※ D N P H誘導体固層吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法

・ 検知管法

・ 定電位電解法

・トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン

※ 固層吸着／溶媒抽出法－ガスクロマトグラフ／質量分析法

・ 固層吸着／加熱脱着法－ガスクロマトグラフ／質量分析法

・ 容器採取－ガスクロマトグラフ／質量分析法

・測定対象室及び箇所数

室名	箇所数	回数／時期
各教室	4カ所	各1回／引渡前

・空気資料の採取方法等

空気資料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」による。ただし、本工事に適用困難な部分については、市担当者と協議による。なお、簡易な測定方法による場合は、採取した測定機器の特性等を考慮して、市担当者と協議の上、計画書に定める。

4 測定後の措置等

測定の結果、厚生労働省の指針値を上回った場合の措置は、市担当者の指示による。

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値 ( 25℃の場合)
ホルムアルデヒド	0.08 ppm ( 100 μg/l )
アセトアルデヒド	0.03 ppm ( 48 μg/l )
トルエン	0.07 ppm ( 260 μg/l )
キシレン	0.05 ppm ( 200 μg/l )
エチルベンゼン	0.88 ppm ( 3,800 μg/l )
スチレン	0.05 ppm ( 220 μg/l )
パラジクロロベンゼン	0.04 ppm ( 240 μg/l )

備品リスト

(1/3)

※ ○印のついた備品は仮設校舎賃貸借工事で設置すること。○内の数字は設置数を表す。赤字は教育備品であるが本工区内で整備する。

※ ●印のついた備品は仮設校舎賃貸借工事で既存校舎から移動すること。ただし、既存からの移設不可(故障、既存に無いものを含む)の場合は仮設校舎賃貸借工事で設置すること。また、仮校舎解体工事時に区分担当者に確認した上で撤去・処分すること。

室名	備品																											
	黒板					掲示		備品収納家具																				
	曲面 黒板	平面 黒板	上下式 黒板	ホワイト ボード	上下ワイ トボード	掲示板 ※1	校内 案内板	教師用 戸棚	観察台	児童用 ロッカー	更衣 ロッカー	スチール製 引違い戸棚	収納棚	資料戸棚	スチール棚	機械台	薬品戸棚	薬品機 器戸棚	引違い 戸棚	作業机	備品 収納棚	布団 収納棚	ヘッド備品 収納戸棚	収納式 ヘッド	AV収納 機器ラック	靴入	下足入	書架
横浜市小・中学校標準図備品番号	G-630	G-610	G-640	G-611	G-641	G-680	G-681	G-410	G-480	G-510	G-270	-	G-540	G-233	G-240	G-488	G-190	G-437	-	G-489	G-421	G-423	G-438	G-424	G-418	G-291	G-290	G-350
普通教室	①					②		①	②	40人分																		
個別支援教室(学習室)				①		②				16人分		①																
個別支援教室(プレイルーム)				①		②				16人分		①																
理科教室			①			①			②			⑨	①				②		①									①
音楽教室				①								①	④															
家庭科教室				①		①						⑥																
図画工作教室		①										⑨			③				③									
図書室						②																						⑮
コンピューター教室				①								②																
教育相談室												②																
多目的室(集会・発表等)	①											②													①			
多目的室(用途指定無し)	①																											
校長室				①							①	①							②									
職員室					①	②						②							⑥							①		
事務室				①							①	⑨																
保健室						①						③	①	①			①	②		①	②	①	②					
放送・スタジオ室												②																
印刷室														②	①													
職員更衣室											⑮																	
技術員室・湯沸室				①							②	④						①	①							①		
職員・来校者用玄関						①	①																			④	②	
教材教具室																												
倉庫												②		①					②									
PTA会議室				①								②																
地域交流室				①								②																
昇降口																												④
キッズ					①					64人分																		④

※1間仕切壁に掲示板クロスまたは、掲示板を設ける

\* 横浜小・中学校標準図校舎95型 12改参照

備品リスト

※ ○印のついた備品は仮設校舎賃貸借工事で設置すること。○内の数字は設置数を表す。赤字は教育備品であるが本工事内で整備する。

※ ●印のついた備品は仮設校舎賃貸借工事で既存校舎から移動すること。ただし、既存からの移設不可(故障、既存に無いものを含む)の場合は仮設校舎賃貸借工事で設置すること。また、仮校舎解体工事時に区分担当者に確認した上で撤去・処分すること。

室名	備品																				外套掛	ステンレスフック	姿見	給気孔	換気扇枠	給湯器カバー	移動式教師用机	
	備品収納家具																											
	自立書架	複式書架	カウンター	5連スライド書架	相談ホスト	テレビ棚	流し台(給湯付)	コンロ台(鍵付)	一層流し(給湯付)	コンロ台付二層流し	下流し	水槽台	作業台	食器戸棚	水切棚	吊戸棚	ハンガーネット	清掃用流(給湯付)	化粧天板	キーボックス	掃除用具入							
横浜市小・中学校標準図備品番号	G-474			G-251	G-813	G-450	G-170	G-171	G-135	G-150	I-105	G-182	G-482	G-430	G-542	G-541	G-542	G-112	G-201	-	G-280	-	I-208	G-830	I-207	I-205	I-105	G-712
普通教室																					①	②				①		
個別支援教室(学習室)							②	①						①							①		④		①	①	①	
個別支援教室(プレイルーム)						①												①			①		④	①		①		
理科教室									②			①								①	①		②		③	⑤	①	②
音楽教室																					①					①		
家庭科教室									④									①			①		④		②	④	②	
図画工作教室									④			①							①		①		②	①		②		
図書室	③	⑥	②																		①					①		
コンピューター教室																					①					①		
教育相談室					①																					①		
多目的室(集会・発表等)																					①				②	①		
多目的室(用途指定無し)																					①					①		
校長室																												
職員室				①			①														①	①					①	
事務室																										①		
保健室									①												①			①		②	①	
放送・スタジオ室																					①							
印刷室																										①		
職員更衣室																										②	①	
技術員室・湯沸室										①					①	②	①				①					①	①	
職員・来校者用玄関																												
教材教具室																						①				①		
倉庫											①							①			①					①		
PTA会議室																					①					①		
地域交流室																					①					①		
昇降口																												
キッズ																										①		

\* 横浜小・中学校標準図校舎95型 12改参照

備品リスト

(3/3)

※ ○印のついた備品は仮設校舎賃貸借工事で設置すること。○内の数字は設置数を表す。赤字は教育備品であるが本工事内で整備する。

※ ●印のついた備品は仮設校舎賃貸借工事で既存校舎から移動すること。ただし、既存からの移設不可(故障、既存に無いものを含む)の場合は仮設校舎賃貸借工事で設置すること。また、仮校舎解体工事時に区分担当者に確認した上で撤去・処分すること。

室名	備品																				機械 警備 (別途契 約)								
	教卓	教師用 丸椅子	チリ箱	教壇	可動式 スロープ	カーテンレール	吊りカーテン レール	カーテン	暗幕	手洗器	台所用 流し	水飲み 流し(蛇 口)	手洗い 足洗い	ユニットヤ ワー	時計用 フック	室名札	カーテン			実験台		調理台		ガス栓	ポスト	時計			
																	窓用	更衣用	ベッド用	教師用		児童用	教師用				児童用		
横浜市小・中学校標準図備品番号	K-101	K-102	K-104	G-810	G-811	-	I-219	-					I-101	I-220	-	I-204					G-711	G-710	G-720	G-720					
普通教室	①	①	①				①	④							①	①													
個別支援教室(学習室)			①				①	④							①	①													
個別支援教室(ブレイクーム)			①				①	④							①	①													
理科教室			②	③			①	⑨	①						①	②					①	⑤				⑱			○
音楽教室			②	③			①	⑧	①						①	②													
家庭科教室			②				①	⑧							①	①							①	⑧		⑪			○
図画工作教室			②				①	⑧							①	②													○
図書室			②				①	⑧							①	①													
コンピューター教室			①				①	④							①	①													
教育相談室			①				①	②							①	①													
多目的室(集会・発表等)			②		①		①	⑧	①						①	①													
多目的室(用途指定無し)			①				①	④							①	①													
校長室			①				①	②		①					①	①													○
職員室			⑦				①	⑧		①					①	①													○
事務室			①				①	②							①	①													○
保健室			①				①	⑤				①			①	①													○
放送・スタジオ室			①				①	③	①						①	①													○
印刷室			①				①	②							①	①													
職員更衣室							①	②	④					②	①	②													
技術員室・湯沸室			①				①	③							①	①										②			
職員・来校者用玄関															①											①			○
教材教具室															①	①													
倉庫															①	①													
PTA会議室			①				①	②							①	①													
地域交流室			①				①	②							①	①													
昇降口													②		①														○廊下 含む
キッズ							①	④			①				①	①										①			

\* 横浜小・中学校標準図校舎95型 12改参照

# 設備諸元表

※各諸室の欄について、●印は仮設校舎賃貸借工事で既存校舎から移設する(ただし、既存からの移設不可(故障、既存にない場合も含む)の場合は仮設校舎賃貸借工事で設置)、○印は仮設校舎賃貸借工事で設置とする。

室名	電気設備											機械設備										備考			
	コンセント			電話端子		LAN	玄関とのインターホン	門とのインターホン	テレビ端子	放送設備スピーカー	自火報	ガス漏	電気錠操作盤	空調設備 エアコン	暖房 FF	換気 換気扇	ガス設備								
	壁	床	天吊	外線	内線												洗濯パン	水栓	排水	給湯	ガスコック		緊急自動ガス遮断弁	コンロ	
普通教室	⑤				①	①			①	①	①		①		①										
個別支援教室(学習室)	⑩				①	①			①	①	①		①		①		②	②	①	①					
個別支援教室(プレイルーム)	⑩				①	①			①	①	①		①		①	①	①	②	②						
理科教室	⑮				①	①			①	②	③		②		⑤		⑪	⑬	①	⑱					
音楽教室	⑮	③			①	①			①	④	③		②		③										
家庭科教室	⑯		⑧		①	①			①	②	④	①	②		④	①	⑳	⑮	②	⑫			⑦		
図画工作教室	⑯		⑯		①	①			①	②	③		②		②		⑪	④							
図書室	⑩				①	②			①	②	②		②		①										
コンピューター教室	⑤	④④			①	④②			①	①	①		①		①										
教育相談室	⑦				①	①			①	①	①			①	①		①	①							
多目的室(集会・発表等)	⑰				①	①			①	③	③		②		①										
多目的室(用途指定無し)	⑤				①	①			①	①	①		①		①										
校長室	⑤			①	①	①			①	①	①		①		①		①	①							
職員室	①			①	①	①		①	①	①	①	①	①		①		①	①	①	①					
事務室	⑥	⑥		①	①	①			①	①	①		①		①		①	①							
保健室	⑧	①			①	③			①	①	①		①		②		⑥	①	①	③					
放送・スタジオ室	⑩				①	②			①	②	①			①	①										
印刷室	⑭				①	①			①	①	①				①										
職員更衣室	④									②	②				②		②	②	①	②					
技術員室・湯沸室	⑬				①	①			①	②	②		①		②		①	②	①	③					
職員・来校者用玄関							①			①															
教材教具室	⑤									①	①				①										
倉庫	④									①	①				①										
PTA会議室	⑦				①	①				①	①			①	①										
地域交流室	⑦				①	①				①	①			①	①										
昇降口										①	②						③								
キッズ								①					①	①											

横浜市教育委員会事務局 工事監理委託業務特記仕様書

(※の項目については■の項目のみを適用します。)

1 委託概要

(1) 委託業務名 汐見台小学校仮設校舎賃貸借  
 (2) 履行場所 横浜市 磯子 区 汐見台3丁目6番地  
 (3) 履行期限 令和 2年 8月 16日 まで

2 対象工事概要

(1) 工事名称 汐見台小学校仮設校舎設置その他工事に伴う工事監理業務  
 (2) 工事場所 横浜市 磯子 区 汐見台3丁目6番地  
 (3) 工期 令和 元年 7月 5日 から  
 令和 2年 8月 16日 まで  
 (4) 工事概要

建築物概要  
 構造：軽量鉄骨プレハブ造 3階建て 延べ床面積約5,300㎡

3 委託監督体制※

一般監督業務体制  一般監督業務及び常駐監督業務体制  
 ※常駐監督業務については、一般監督業務とは別に、管理技術者等を現場に常駐させ、工事監督を行わなければならない。  
 本委託業務の常駐監督員の延べ人数 (人・日)

4 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、下記の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。

- (1) 管理技術者※  建築設計及び工事監理について高度な技術及び能力を持っている。  
 一級建築士を有する。(  免許取得後5年以上の経験を有する。)
- (2) 意匠担当技術者※  意匠設計及び工事監理について高度な技術及び能力を持っている。  
 一級建築士を有する。(  免許取得後5年以上の経験を有する。)
- (3) 構造担当技術者※  構造設計及び工事監理について高度な技術及び能力を持っている。  
 一級建築士を有する。(
- (4) 電気担当技術者※  電気設備設計及び工事監理について高度な技術及び能力を持っている。  
 建築設備士を有する。
- (5) 機械担当技術者※  機械設備設計及び工事監理について高度な技術及び能力を持っている。  
 建築設備士を有する。

5 適用と業務内容

別紙業務仕様第1、第2による

6 適用基準等

別紙業務仕様第3の1による

7 提出書類・成果物

別紙業務仕様第3、第4による

8 関連工事について※

監理に調整を要する別途工事  有り  無し

9 成果物提出場所

教育委員会事務局 施設部  
 教育施設課

10 重要事項説明

重要事項の説明を必要とします。

11 電子納品

電子納品の対象業務とします。

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築工事監理委託業務共通仕様書」による。

## 第 1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で■印の付いたものを適用する。

## 第 2 業務の内容

### 1 一般業務

一般業務は共通仕様書「第 2 工事監理業務の内容」に規定した項目のほか、以下の特記による。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、監督員の指示によるものとする。また、業務内容に疑事が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。

#### (1) 工事監理に関する業務

ア 設計内容を把握し請負者等に正確に伝えるための業務

イ 施工図等を設計図書に照らして検討する業務

ウ 工事の確認及び報告

各施工段階における検査については、以下の確認方法とする。ただし材料検査及び製品検査は、原則として現場にて確認する。困難な場合は、工場検査若しくは書類検査による確認とする。

■ 試験、目視、計測の各行為の現場立会いによる確認

■ 請負者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面による確認

■ 管理技術者は、工事に使用する材料及び製品の品質数量等について検査し、不合格品については、遅滞なく場外に搬出させ、監督員に報告しなければならない

工事施工後、外部から検査することができない箇所は、請負者に写真を撮らせて保存しなければならない

破壊検査を行う必要がある場合には、原則として監督員と協議しなければならない

エ 工事関係者連絡調整会議の開催

■ 定期的に工事関係者の連絡調整会議（定例打合せ）を行う

■ 週（ 1 ）回 開催曜日（ 別途指示による ）

オ 設計変更について

設計変更については、あらかじめ担当監督員と協議するものとする。

■ 指示書の作成

■ 変更設計図書等の作成

カ 監督員と事前協議が必要な業務

キ 工事監理業務完了手続き

■ 監理報告書等の提出

■ その他監督員が指示する書類

■ 引継事務（建物引渡しの立会い）

#### (2) 工事の契約及び指導監督に関する業務

ア 施工計画を確認又は検討する業務

イ 検査、立ち会い等について

管理技術者は、請負者から中間出来高請求があった場合は、中間出来高内訳書等を提出させて調査し、監督員に報告しなければならない

■ 管理技術者は、請負者から工事完了の報告を受けたときは下検査を行い、工事の完了を確認した後、監督員に報告し、市の検査に立会わなければならない

■ 検査によって手直し工事等の指示が生じた場合は、管理技術者は直ちに手直し指示書に指示事項を列記し、監督員に提出しなければならない

■ 管理技術者は、請負者から手直し工事完了の報告を受けたときは、手直し工事の完了を確認し、市の検査に立ち会わなければならない

管理技術者は、工事完了後においても、監査、会計検査、かし検査等について立ち会い、また必要に応じて業務に関わる資料を作成し、説明を行うものとする

### 2 追加業務

関連工事の調整に関する業務

施工計画等の特別の検討及び助言に関する業務

完成図等の確認

■ 計画通知手続き

第3 業務の実施					
1 適用基準等					
特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定または監修したものとする。					
●=適用 △=参考					
国・官庁営繕部=国土交通省大臣官房官庁営繕部 市・公共建築部=横浜市建築局公共建築部					
分類	指針・基準等または刊行物の名称	作成または監修	ホームページ	刊行物 は解説付	貸与
設計方針等	● 公共建築物の設計方針について(通知)	市・公共建築部			○
	● 公共建築物構造設計の用途係数基準	市・公共建築部			○
	● 横浜市建築構造設計指針	市ま建築局建築審査課	○	◎	
	● 建築構造設計基準及び同解説	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 建築鉄骨設計基準及び同解説	国・官庁営繕部		◎	
	● 建築設備計画基準	国・官庁営繕部	○	○	
	● 建築設備設計基準	国・官庁営繕部	○	○	
耐震改修指針等	● 横浜市公共建築物総合耐震性能判定指標	市・公共建築部			○
	△ 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説	国交省住宅局		◎	
	△ 既存鉄骨造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説	国交省住宅局		◎	
	△ 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説	国交省住宅局		◎	
仕様書等	・ 敷地調査共通仕様書	国・官庁営繕部		○	
	● 公共建築工事標準仕様書(建築、電気設備、機械設備各工事編)	国・官庁営繕部	○	○	
	● 【建築、電気設備、機械設備】工事監理指針	国・官庁営繕部		○	
	● 公共建築改修工事標準仕様書(建築、電気設備、機械設備各工事編)	国・官庁営繕部	○	○	
	● 建築改修工事監理指針	国・官庁営繕部		○	
	● 横浜市【建築、電気設備、機械設備】工事特則仕様書	市・公共建築部	○		
	● 横浜市建築工事特記仕様書	市・公共建築部			○
	● 横浜市建築改修工事特記仕様書	市・公共建築部			○
	● 電気設備工事施工マニュアル	市・公共建築部		(社)横浜市電設協会 で頒布	
	● 機械設備工事施工マニュアル	市・公共建築部		(社)県空調衛生工業会 で頒布	
	・ 木造建築工事標準仕様書	国・官庁営繕部	○	○	
	・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説	国・官庁営繕部	○	◎	
積算関係基準	● 横浜市【建築、電気設備、機械設備】工事積算要領	市・公共建築部	○		
	・ 横浜市建築工事積算マニュアル	市・公共建築部	○		
	・ 公共建築工事積算基準の解説[建築、設備各工事編]	国・官庁営繕部	○	◎	
	・ 公共建築工事標準単価積算基準	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 公共建築数量積算基準・同解説	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 公共建築設備数量積算基準・同解説	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 公共建築工事内訳書標準書式(建築、設備各工事編)・同解説	国・官庁営繕部	○	◎	
	● 公共建築工事共通費積算基準	国・官庁営繕部	○		
標準図	・ 建築工事標準詳細図	国・官庁営繕部		○	
	● 公共建築設備工事標準図(電気、機械各設備工事編)	国・官庁営繕部	○	○	
電子納品	△ 建築設計業務等電子納品要領(案)	国・官庁営繕部	○		
	△ 建築CAD図面作成要領(案)	国・官庁営繕部	○		
	△ 電子納品運用ガイドライン(案)[建築・建築設備編]	市都市整備局公共事業調査課	○		
	△ 設計業務等の電子納品要領(案)[建築・建築設備編]	市都市整備局公共事業調査課	○		
	△ CAD製図基準(案)[建築・建築設備編]	市都市整備局公共事業調査課	○		
	△ 電子納品運用手順書(案)[建築営繕編]	市都市整備局公共事業調査課	○		
施設別指針・参考基準等	・ 横浜市小・中学校施設設計計画指針	横浜市教育委員会	○		
	・ 横浜市小・中学校施設設備水準	横浜市教育委員会			○
	・ 横浜市小・中学校施設の基本計画・基本設計報告書の作り方	市・公共建築部			○
	・ 横浜市学校建設手引(計画・設計編)	市・公共建築部			○
	・ 横浜市学校建設等構造設計指針	市・公共建築部			○
	・ 横浜市立小・中学校標準図	市・公共建築部			○
	・ 給食室標準図ドライブシステム	市・公共建築部			○
	・ 小・中学校トイレ改修工事積算マニュアル	市・公共建築部			○
	・ 学校施設の整備に関する指針(小・中各各種)	文科省文教施設企画部	○		
	・ 学校環境衛生の基準	文科省スポーツ・青少年局	○		
・ エレベーター棟標準図					

**2 提出書類**

- 工程表（契約締結後7日以内）
- 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の登録
- 
- 
- 

**3 工事監理業務計画書**

工事監理業務計画書に記載する事項は以下のとおりとする。決裁後、本計画書の写しを請負者に渡すこと。

**(1) 一般事項について**

- 業務方針
- 工事監理業務計画書の適用範囲
- 工事監理業務計画書の適用法令
- 工事監理業務計画書の適用基準類
- 
- 

**(2) 工事概要について**

- 工事名称
- 工事場所
- 工期
- 設計者
- 工事発注者名
- 監督員名
- 管理技術者名
- 請負者名
- 建物規模（構造・階数）
- 工事内容（概要）
- 
- 

**(3) 監理要領について**

- 監理委託業務内容
- 工事連絡指示の経路
- 工事関係者連絡調整会議（定例打合せ）の開催日時、場所、出席者、形態
- 着工、施工、完了時の要点
- 
- 

**(4) 書類作成、提出について**

- 書類作成、提出要領
- 施工計画書、施工図、製作図の作成、提出要領
- 設計変更について（指示書作成要領、変更設計図書作成要領）
- 監理月報、工事月報の作成要領
- 
- 

**(5) 施工中における各検査項目について**

- 立ち会い検査項目（完了時の自主検査を含む）
- 製品及び材料検査項目
- 
- 

**(6) その他**

- 監理事務所の什器、備品、書籍等について
- 工事監理業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法  
業務の目的、本計画書の適用範囲・適法法令・適用基準類、並びに本計画書に内容変更の必要が生じた場合の処置方法を把握した上で、その内容を把握する
- 
- 

**4 打合せ及び記録****(1) 監督員と受託者との打合せ**

- 業務着手時
- 工事監理業務計画書に定める時期
- 監督員又は管理技術者が必要と決めた時期
- その他（ )

**(2) 施工状況についての把握**

- 受託者は工事監理業務が適切に行われるよう、請負者等と定期的かつ密接に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない

**5 資料の貸与及び返却**

貸与資料については別紙業務仕様第3の1以外のものは以下のものとする。

- ( )       ( )       ( )  
 ( )       ( )       ( )

**6 関係官公庁への手続き等**

- 官公庁等の検査に必要な書類等の作成及び提出
- 建築基準法上の中間検査の申請手続き及び立会い ( ) 回
- 建築基準法上の完了検査の申請及び立会い
- 福祉のまちづくり条例に伴う完了手続き
- 緑の環境をつくり育てる条例に伴う完了手続き
- 消防法及び火災予防条例に伴う完了手続き
- 
- 
- 
- 
- 

**7 監理業務報告**

(1) 工事監理の各段階における書類作成

- 業務処理総括表 (監理業務の主要実施事項の記入)
- 打合せ記録・工事監理報告 (工事の進捗状況、打合せ事項、変更又は要検討事項等の記入)
- 週間工程表 (2週間分の記入)
- 工事週誌 (工事種別面数、入荷材料の品目、施工の概要等の記入)
- 日報 (日々の業務内容について、簡潔に記載)

(2) 監理月報の作成

上記(1)について、下記の時期ごとに取りまとめて監理報告書を作成し、提出する。

- 毎月 5 日提出

(3) 工事月報の確認

工事請負者作成の工事月報の内容を確認し、提出する。

- 毎月 5 日提出

**8 検査**

(1) 契約履行完了届出書提出時に必要な資料等

- 
- 

(2) 検査に必要な資料等

- 
- 

**第4 成果物の提出**

- 監理月報
- 工事監理報告書 (士法第20条第3項)
-

案内図



縮尺S=1/5000

この地図の著作権は横浜市が保有します。平成31年3月28日  
 横浜市 行政地図情報提供システム ご利用日時:[2019/03/28 18:04:45]

Copyright (C)2019 City of Yokohama. All rights reserved.

横浜市教育委員会事務局

工事名 汐見台小学校仮設校舎設置工事

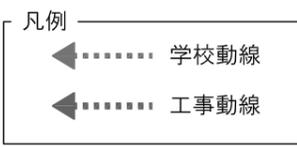
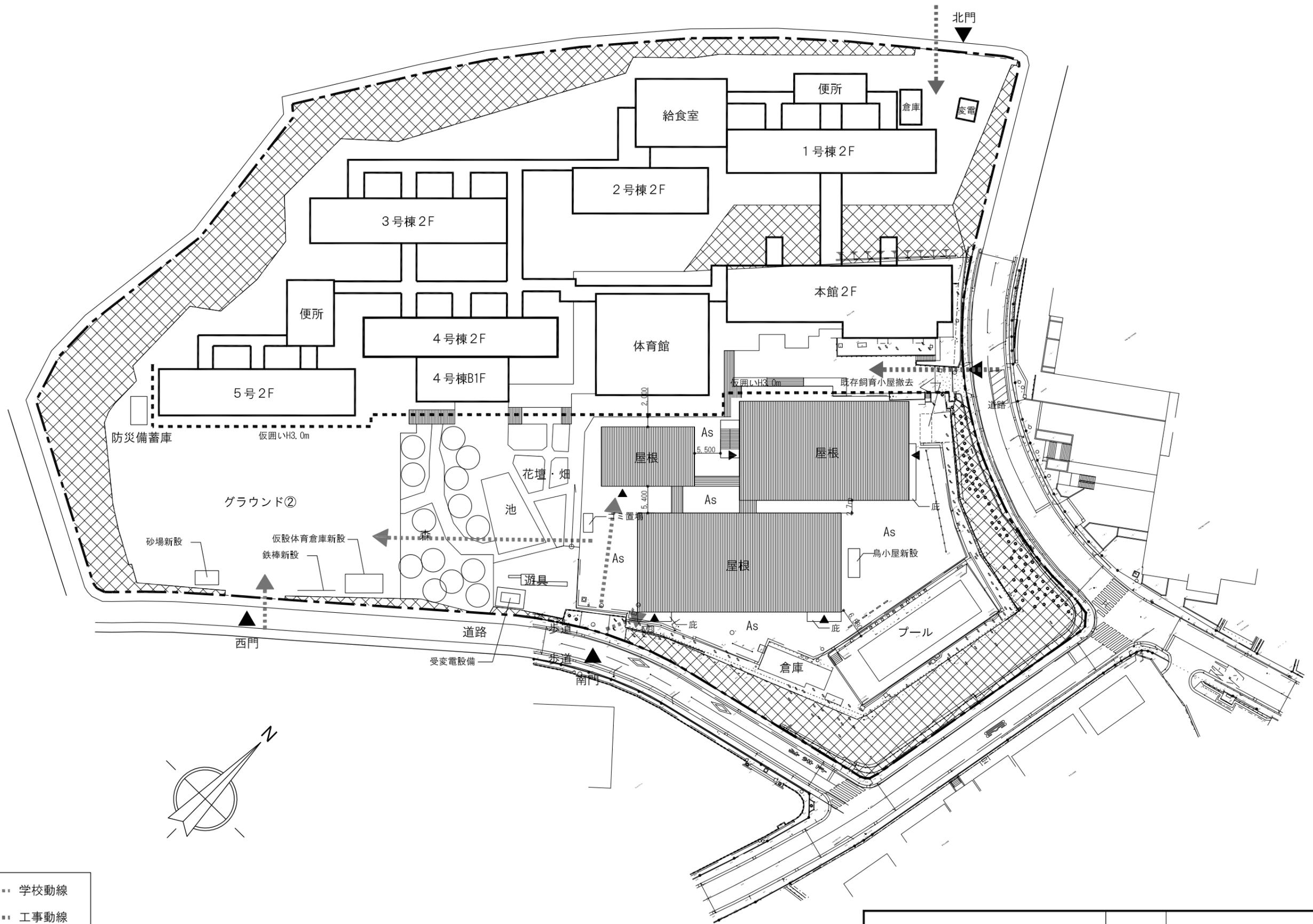
年月日 2019.3 縮尺 1/5000

図面名称 案内図

設計者  
**白川設計**  
WHITE PLANNING ASSOCIATES

一級建築士 第330784号  
 白川 幹

施設番号	棟番号	完成年度	図面種類	図面枚数	図面番号
					A - 01

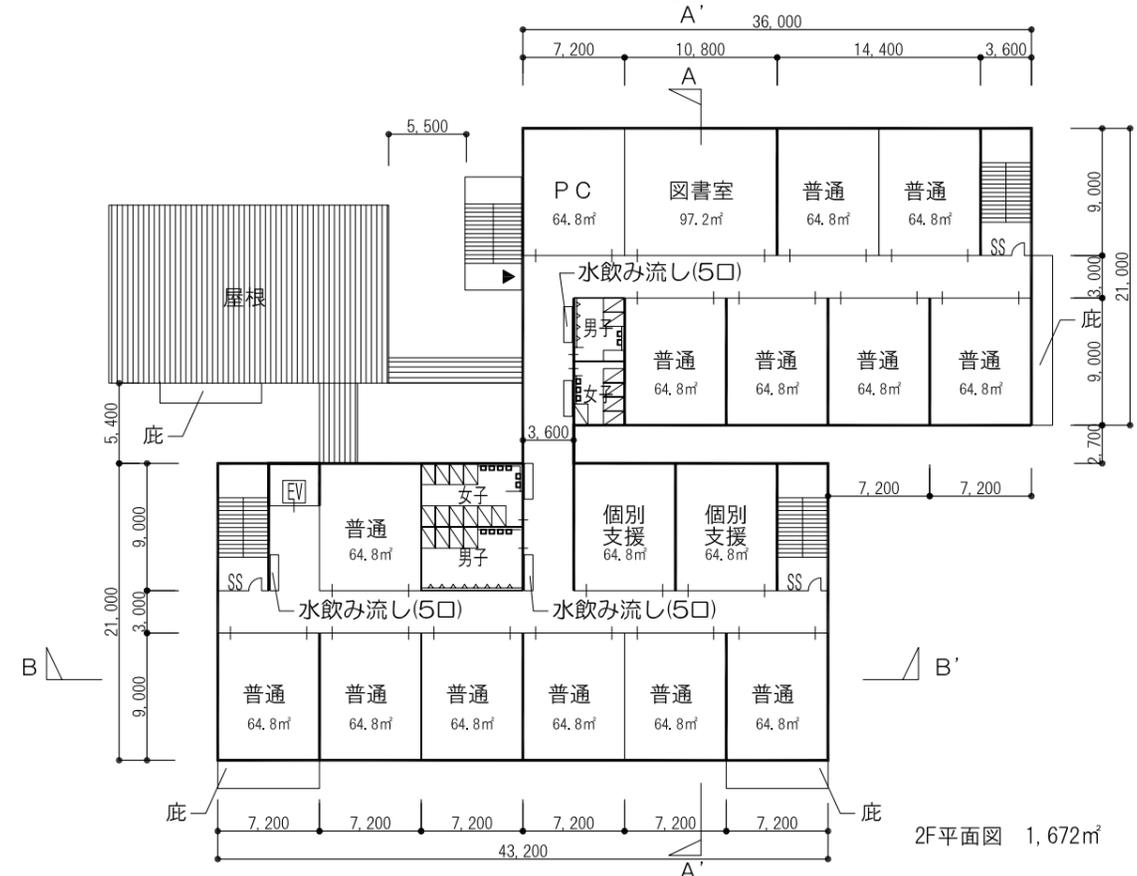
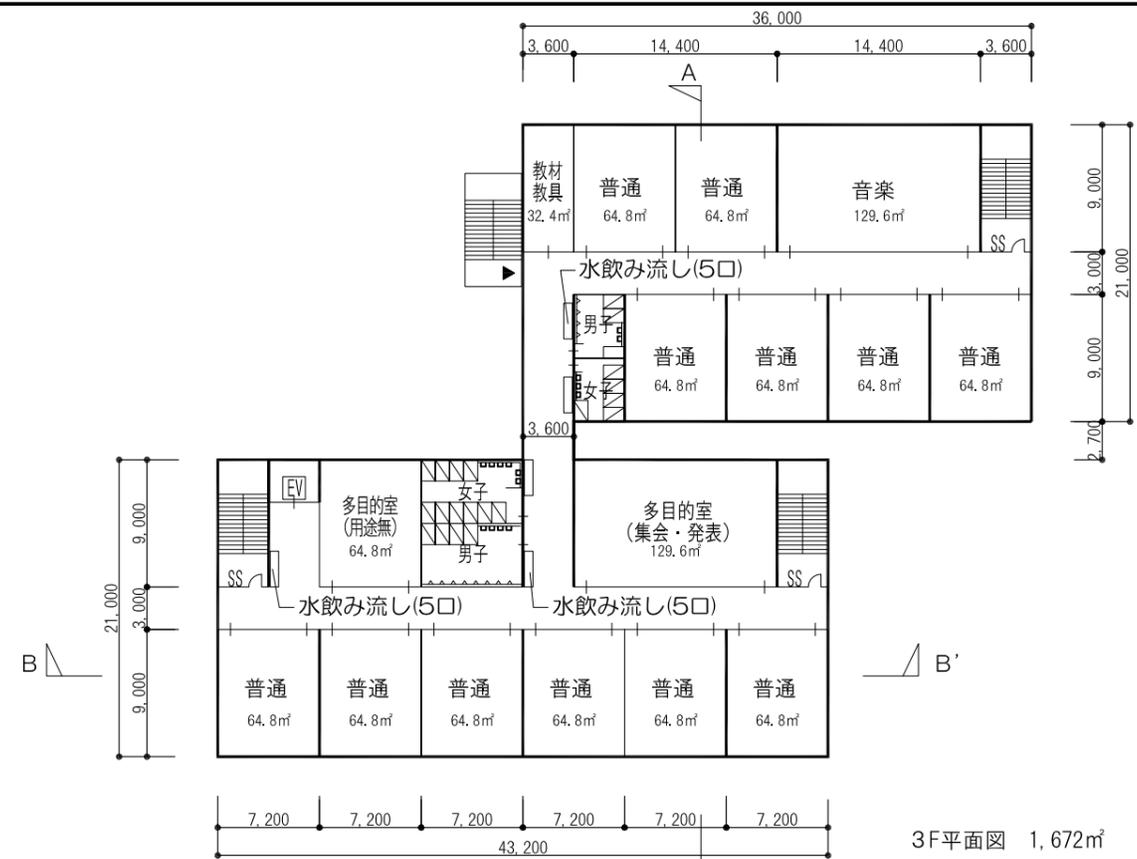
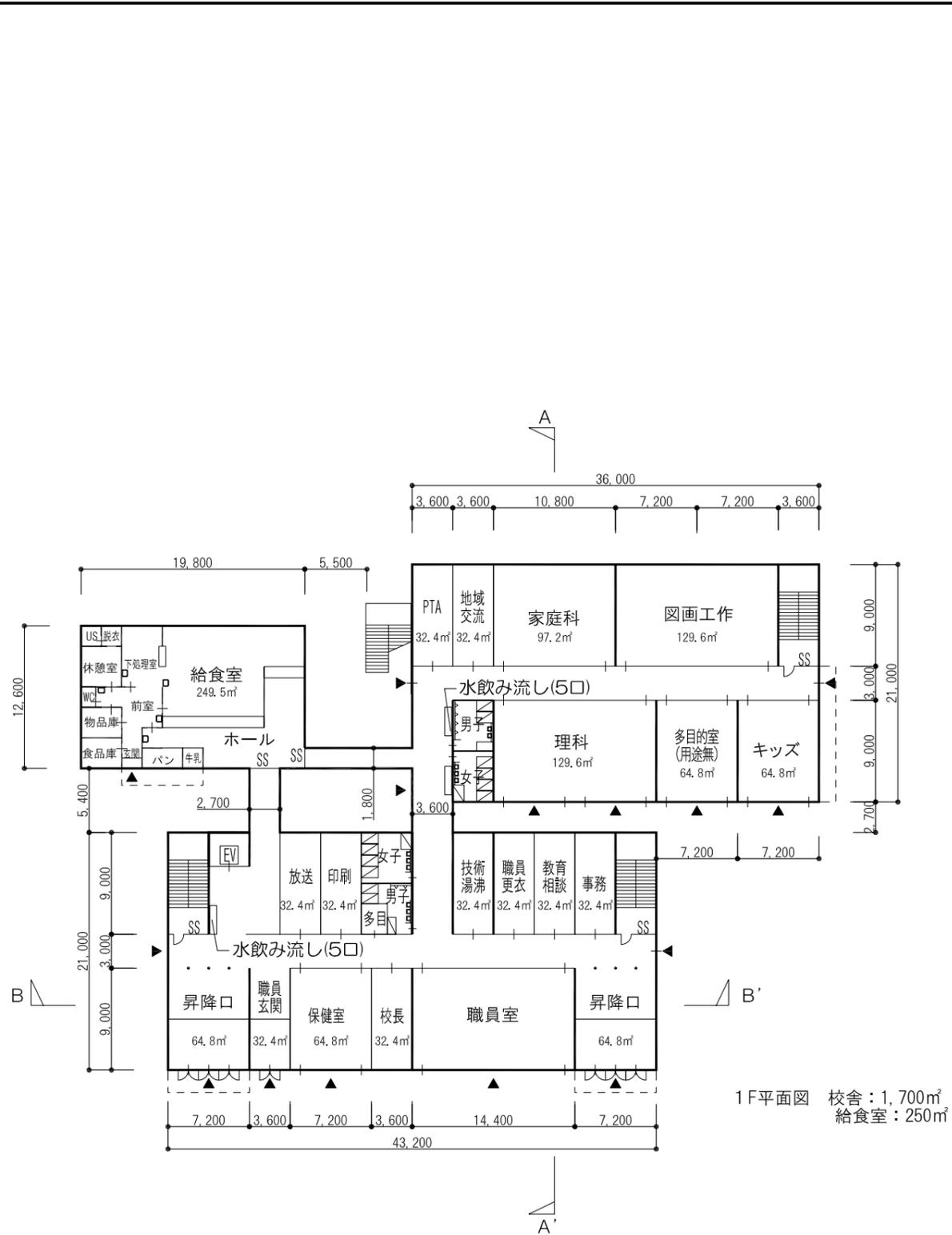


横浜市教育委員会事務局				工事名	汐見台小学校仮設校舎設置工事				
年月日	2019.03	縮尺	1/800	図面名称	配置図				
設計者				施設番号	棟番号	完成年度	図面種類	図面枚数	図面番号
白川設計 白川 幹									A - 02

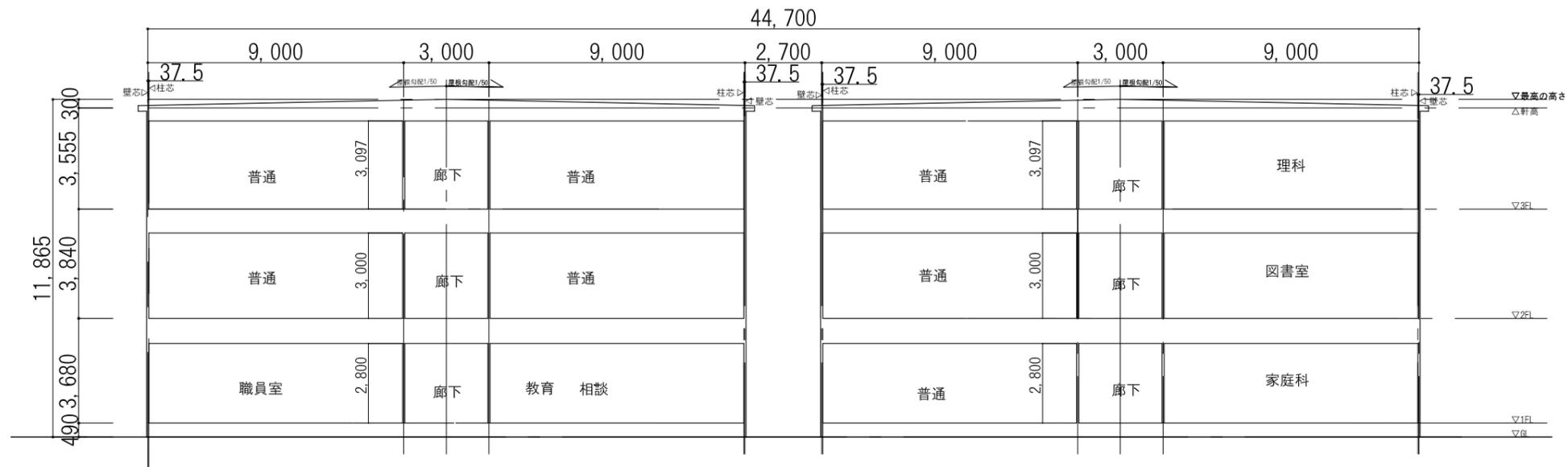
設計概要																				
一般事項	建築場所			契約区分			室内仕上表													
	地域指定	用途指定	横浜市磯子区汐見台三丁目6番地	用途指定	第一種中高層住居専用地域	用途指定	第一種中高層住居専用地域	校舎棟												
		その他指定	第3種高度地区	その他指定	第3種高度地区	その他指定	第3種高度地区	給食棟												
建物概要	規模	校舎棟	約12.00m	給食棟	約4.500m	最高軒高	最高高さ	延床面積	建物面積表による											
		防火指定	準防火地域		防火指定					準防火地域										
		防火指定	日影規制3h2h4m、最高高さ10m		防火指定					日影規制3h2h4m、最高高さ10m										
	構造概要	基礎形式	鉄筋コンクリート布基礎(全棟共通)	地耐力	50 KN/m <sup>2</sup> 長期 実績															
		軸部	軽量鉄骨造	積雪	長期荷重60kg/m <sup>2</sup> (積雪30cm)															
	内部軸組	1F床	床パネル	合板t=12+根太90×90/3@300+	床荷重					2300N/m <sup>2</sup> 、主梁構用:2100N/m <sup>2</sup>	天井	軽鉄下地 倉庫:IS又はOSパネル 1,2,3F裏面)GW t=50 24kg	鋼製 SOP、両側手摺	有効巾:1400蹴上:160路面:260						
			大引C	75×45×15×2.3@900+	内部階段					鋼製 SOP、両側手摺										
		束	木杭75φ@900+防湿シート敷込																	
		廊下	合板t=12+デッキt=1.6(H=50)+ 根太90×90/3@300+木杭75φ@900+防湿シート敷込	間仕切	軽鉄軸組															
	2,3F床	コンパネ	t=12+スタイロt=30+	天井	軽鉄下地 倉庫:IS又はOSパネル 1,2,3F裏面)GW t=50 24kg															
t9.5GB-R+デッキt=1.6(H=50)																				
外部仕上	屋根	新板:ガルバリウム鋼板 t=0.6(H=161) (不燃材料:告示第1400号)裏面)ポリウレタンフォーム裏打ち t=4 貼(屋内部分のみ)																		
	庇	FRP波板																		
	渡廊下屋根	ガルバリウム鋼板 t=0.5(H=88)、ガルバリウム鋼板 t=0.6(H=161)																		
	外壁	外壁パネル 外側)カラー鉄板 t=0.27、内部)ウレタンフォーム充填、内側)カラー鉄板 t=0.27																		
	外部階段	鋼製 SOP、両側手摺 有効巾:1400蹴上:160路面:260																		
開口部	記号	仕様	硝子	仕様 (w×h)	記号	仕様	硝子	仕様 (w×h)	強化透明t=4.0	1677×799										
											アルミ製2枚引き戸 (フラットレール)	上部)網入透明t=6.8 下部)アルミパネル	1609×1975	アルミ製引違い窓(2段)	強化透明t=4.0	1677×799				
											アルミ製引違い戸 (フラットレール)	上部)強化透明t=4.0 下部)アルミパネル	1677×1990	アルミ製引違い窓(2段)	強化透明t=4.0	1677×799				
											アルミ製引違い戸 (フラットレール)	上部)強化透明t=4.0 下部)アルミパネル	1677×1990	アルミ製引違い窓(2段)	網入透明t=6.8	1677×799				
											アルミ製引違い戸 (フラットレール)	上部)網入透明t=6.8 下部)アルミパネル	1677×1990	アルミ製引違い窓(2段)	網入透明t=6.8	1677×799				
											※フラットレール対応箇所 内部扉、昇降口、ほか出入口			アルミ製引違い窓(2段)	網入透明t=6.8	1677×799				
											記号	仕様	硝子	仕様 (w×h)	アルミ製引違い窓(2段)	網入透明t=6.8	1677×799	アルミ製引違い窓	強化透明t=4.0	1677×1274
											アルミ製引違い窓	強化透明t=4.0	1677×799	アルミ製引違い窓	強化透明t=4.0	1677×1274				
											アルミ製引違い窓	網入透明t=6.8	1677×799	アルミ製引違い窓	網入透明t=6.8	1677×1274				
											アルミ製引違い窓	強化透明t=4.0	1677×799	アルミ製引違い窓	網入透明t=6.8	777×799				
											アルミ製引違い窓	網入透明t=6.8	1677×799	アルミ製引違い窓(2段)	強化透明t=4.0	1677×799				
											※サッシ性能:出入口(耐風圧性S-1) 窓(耐風圧性S-3、機密性A-4、水密性W-3)									
											※音楽室、音楽室の準備室及び北側教室はすべて二重サッシとする。※網戸(厨房、下処理室、検収窓の窓・出入口のみ)									
											※はずれ止め設置(各々3箇所以上) ※ガラスには紫外線防止(99%以上)フィルムを貼る。※指ツメ防止対策									
											板金	水切り:カラー鉄板 t=0.35								
塗装	鉄骨錆止め(JIS 5621)、下地見掛り部分FE塗																			
種	塩ビ製																			
雑工事	コンクリート出入口踏段・スロープ、室内廊下手摺、屋外手摺、伸縮門扉(フラットレール)、屋外面開き扉(耐久)エレベーター(横浜市福祉のまちづくり条例・バリアフリー法対応)11人乗																			
工事範囲	案内板																			
	○ 基礎 ○ 本体 ○ 内装 ○ 設備 ○ 外構 ○ その他																			
記事	○ その他校舎棟の消防設備(消火器、誘導灯、自火報、避難用すべり台、屋内1号消火栓、屋外消火栓、動力消火ポンプ、消防機関へ通報する火災報知設備、校舎棟は放送設備付き非常警報設備																			
	※居室及び居室と相互に換気が確保される部分には、令第20条の8に適合する機械換気設備を設ける事。																			
	※居室及び居室と相互に換気が確保される部分の内装材は、F☆☆☆☆認定品とする。																			
	※床仕上用接着材は、F☆☆☆☆認定品とする。																			
	※内部建具は、木製(化粧シート仕上)とする。																			
	※すべての窓に室名札(差込式)を設置。また、E.V.トイレには福祉のまちづくり条例に対応したサインを設置する。																			
	※校舎内外、各部位に安全対策を十分に講じる。 ※鋭角部はゴムカバー等で保護する。																			
	※エアコンの室外機には防護ネットを設置。																			
	※各室の床は必要に応じて補強をする。備品類は床・壁等に固定し床補強をする。必要に応じて転防止策を図る。																			
	※室内の鉄骨ブレースやガセットプレートは露出させない。																			
※内装クロスは誘発日地を設けること。																				

ビニルクロス:QM-9406  
 石膏ボード t=9.5:QM-9828  
 石膏ボード t=12.5:NM-8619  
 石膏ボード t=15:NM-8612  
 石膏ボード t=12.5:NM-8615  
 化粧石膏ボード t=12.5:QM-9072  
 化粧石膏ボード t=9.5:QM-9824  
 化粧石膏ボード t=9.5:QM-9824  
 シート t=9.5:NM-0441  
 化粧石膏ボード t=0.5:QM-9822  
 ロックウール吸音板 t=0.12:NM-8599  
 化粧石膏ボード t=5~12:NM-8578  
 化粧石膏ボード t=6:NM-8577  
 フレキシブルボード t=4~8:NM-9058  
 抗菌メラミン化粧板 t=3:NM-1699

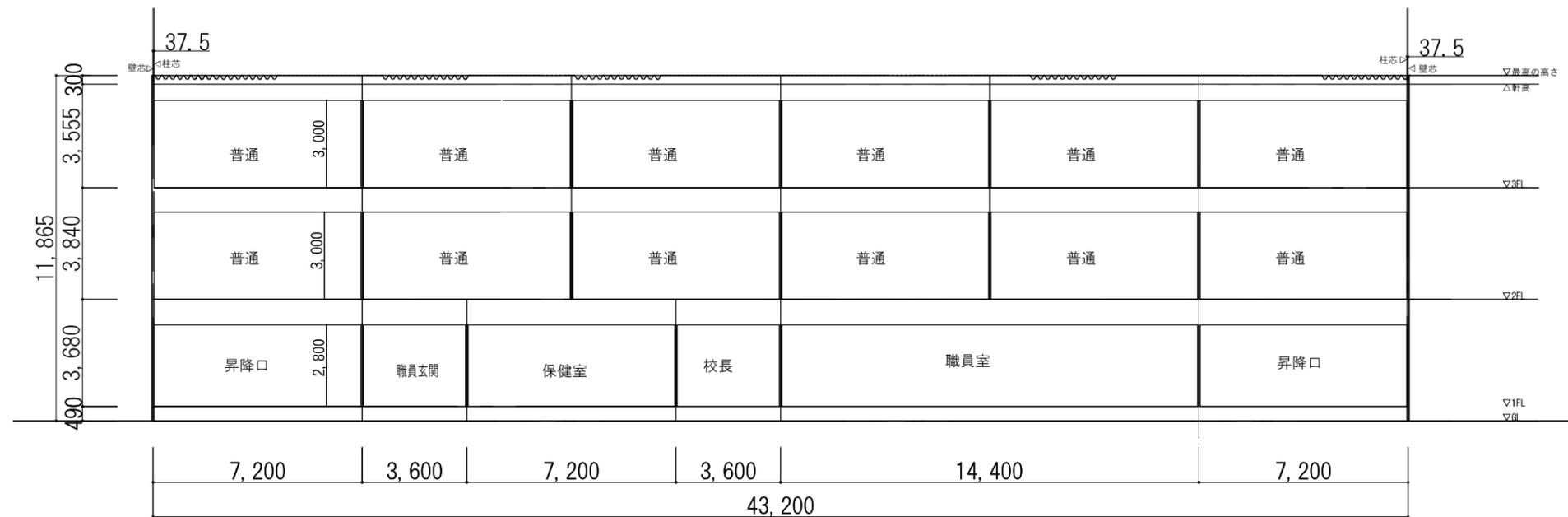
横浜市教育委員会事務局				工事名		汐見台小学校仮設校舎設置工事				
年月日	2019.03	縮尺	N.S	図面名称		仕上表				
設 計 者				施設番号	棟番号	完成年度	図面種類	図面枚数	図面番号	
白川設計				1-級建築士 第330784号 白川 幹					A - 03	



横浜市教育委員会事務局				工事名	汐見台小学校仮設校舎設置工事				
年月日	2019.3	縮尺	1/500	図面名称	各階平面図				
設計者				施設番号	棟番号	完成年度	図面種類	図面枚数	図面番号
白川設計 WHITE PLANNING ASSOCIATES				一級建築士 第330784号 白川 幹					A - 04

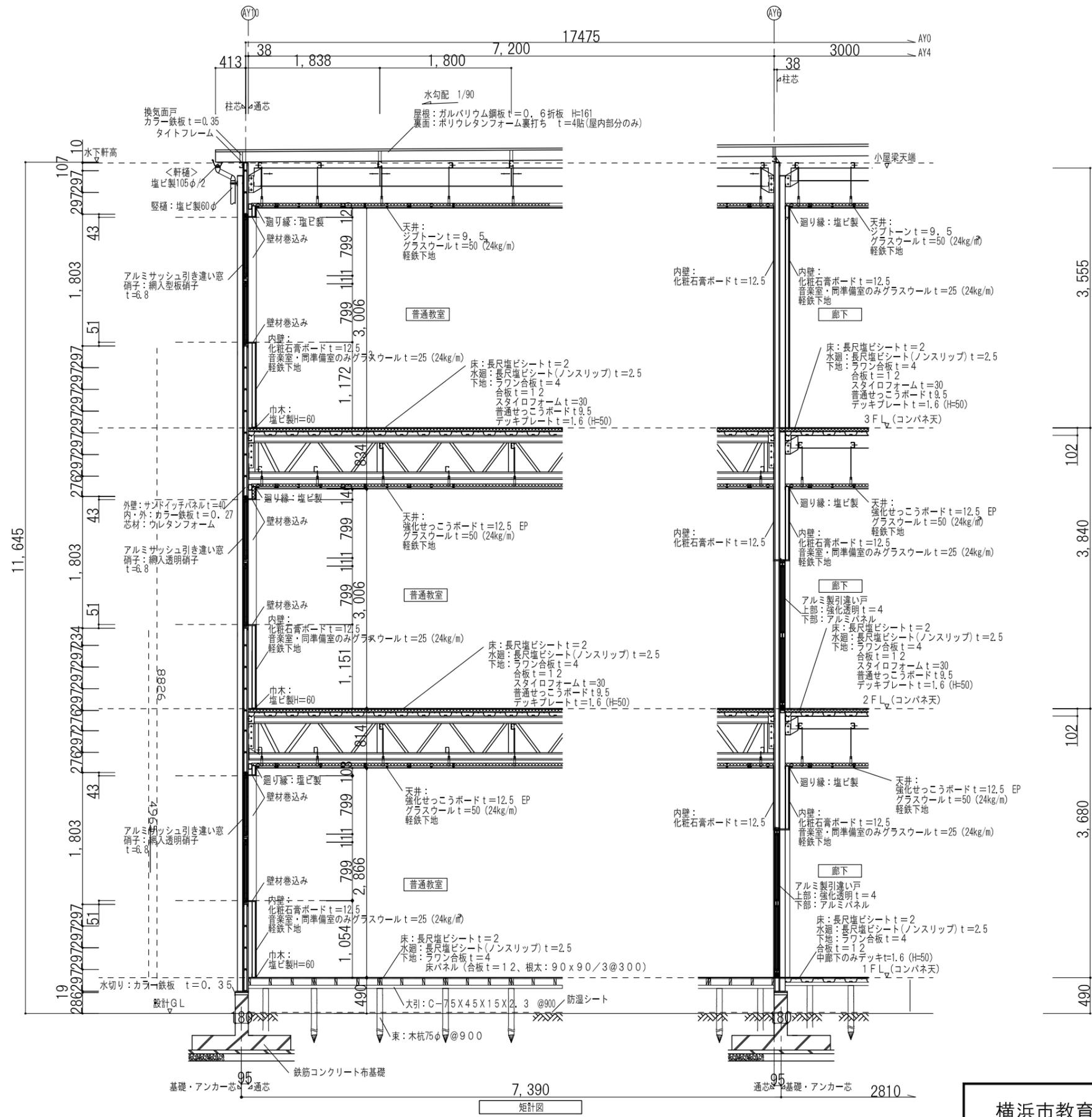


A-A' 断面図



B-B' 断面図

横浜市教育委員会事務局				工事名	汐見台小学校仮設校舎設置工事				
年月日	2019.03	縮尺	1/200	図面名称	仮設校舎断面図				
設 計 者				施設番号	棟番号	完 成 年 度	図 面 種 類	図面枚数	図面番号
一級建築士 第330784号 白川 幹									A - 05



7,390 矩計図

横浜市教育委員会事務局				工事名	汐見台小学校仮設校舎設置工事				
年月日	2019.03	縮尺	1/60	図面名称	矩計図				
設計者				施設番号	棟番号	完成年度	図面種類	図面枚数	図面番号
一級建築士 第330784号 白川 幹									A - 06

貸付施設等一覧表

学校名 横浜市立 汐見台 小学校

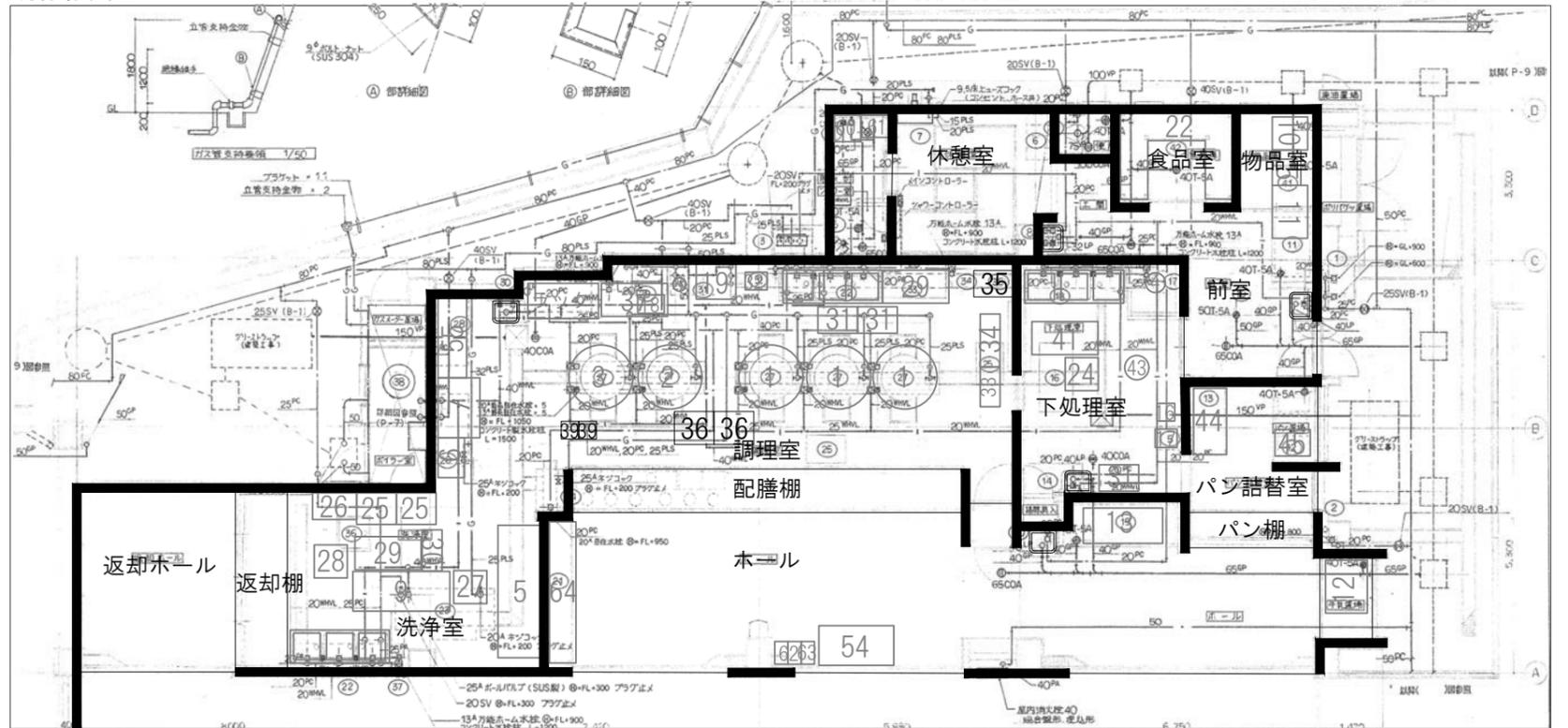
No	品名	形式・規格	寸法	数量	入庫年月	備考
1	回転釜(鉄)	服部工業		90	3 H17.8	
2	回転釜(鉄)	服部工業	GHSL-30	1	H20.3	
3	回転釜(ステンレス)	日本調理機DGK-45 CFT-DP		1	H20.3	サーモスタット付
4	球根皮むき機	SP-47		1	S63.1	
5	食器消毒保管庫	キタザワKFW-300LPT		1	H19.8	
6	器具消毒保管庫	日本調理機TSC-W20AEW		1	H15.3	
7	食器消毒保管庫	アイホーEW-1503特		1	H15.3	
8	野菜裁断機	アイホーVC-4	380×645×465	1	H28.9	
9	自動食器洗浄機	KWC-12Y		1	H13.8	保管換え
10	食品冷凍庫	サンヨー SRF-EV783A		1	H1	
11	食品冷凍庫	サンヨー SRF-EV-1281SA		1	S63.10	
12	カートイン牛乳保冷庫	キタザワKEFD-25F		1	H10.12	
13	牛乳保冷庫	レイキ		1	S63	ホール
14	牛乳保冷庫用運搬車			1		
15	保存食用冷凍庫	キタザワK362NF-IT		1	H26.5	
16	包丁まな板殺菌庫	113-キ2420633		1	S63.10	下処理室
17	フードスライサー殺菌庫		49×41.5×63	1	H21	下処理室
18	ガステーブル(2口)	パロマPA-208CF-R	59×41.5×91	1	H22	調理室
19	オープン	GT-9W2 コメットカトウ		1	H5	調理室
20	高速ミキサー	アイホーAE11-4307	506×370×983	1	H28.3	調理室
21	パンラック			1		調理室
22	油圧収納庫(内部L字台車付き)		50×80×81	1		前室
23	電動缶切機	イシダ厨機		1		食品庫
24	移動水槽(すのこ付)		75×15×79	1		下処理室
25	移動水槽		71×90×83	2		洗浄室
26	移動水槽		99×59×85	1		洗浄室
27	移動水槽(すのこ付)		75×75×80	1		洗浄室
28	移動水槽(すのこ付)		75×75×81	1		洗浄室
29	調理台(すのこ付)		150×75×80	1		洗浄室
30	移動調理台	45片のみ2cmフチ付	93×45×60	1		洗浄室
31	調理台		90×60×62	3		調理室②・洗浄室①
32	調理台		50×40×49	1		調理室
33	移動調理台(すのこ付)		90×45×75	1		調理室
34	移動調理台(すのこ付)		120×45×70	1		調理室
35	移動調理台(すのこ付)		60×90×80	1		調理室
36	移動調理台(ドライ用)		90×75×80	2	H23	調理室
37	移動調理台(ドライ用)		150×75×81	1	H23	調理室
38	移動調理台(ドライ用)		60×60×60	1	H29.5	調理室
39	置台		40×40×35	2		調理室
40	すのこ状2台式台車		59×45×70	3		調理室②・下処理室①
41	作業台(すのこ付)		150×75×81	1		下処理室
42	洗剤置台		40×40×34	1		下処理室
43	ざる受け(キャスター付)円形		55×55	3		下処理室
44	作業台(すのこ付)		150×75×72	1		パン部屋
45	作業台(すのこなし)		80×60×60	1		パン部屋
46	デジタル秤	YamamotoUPS-2000		3	H12.10②、H29①	調理室・食品庫
47	台秤(20kg)	Yamamoto		1		調理室
48	台秤(100kg)	Yamato		1	S63.2	前室
49	りんご芯取り機			1	H22	調理室

貸付施設等一覧表

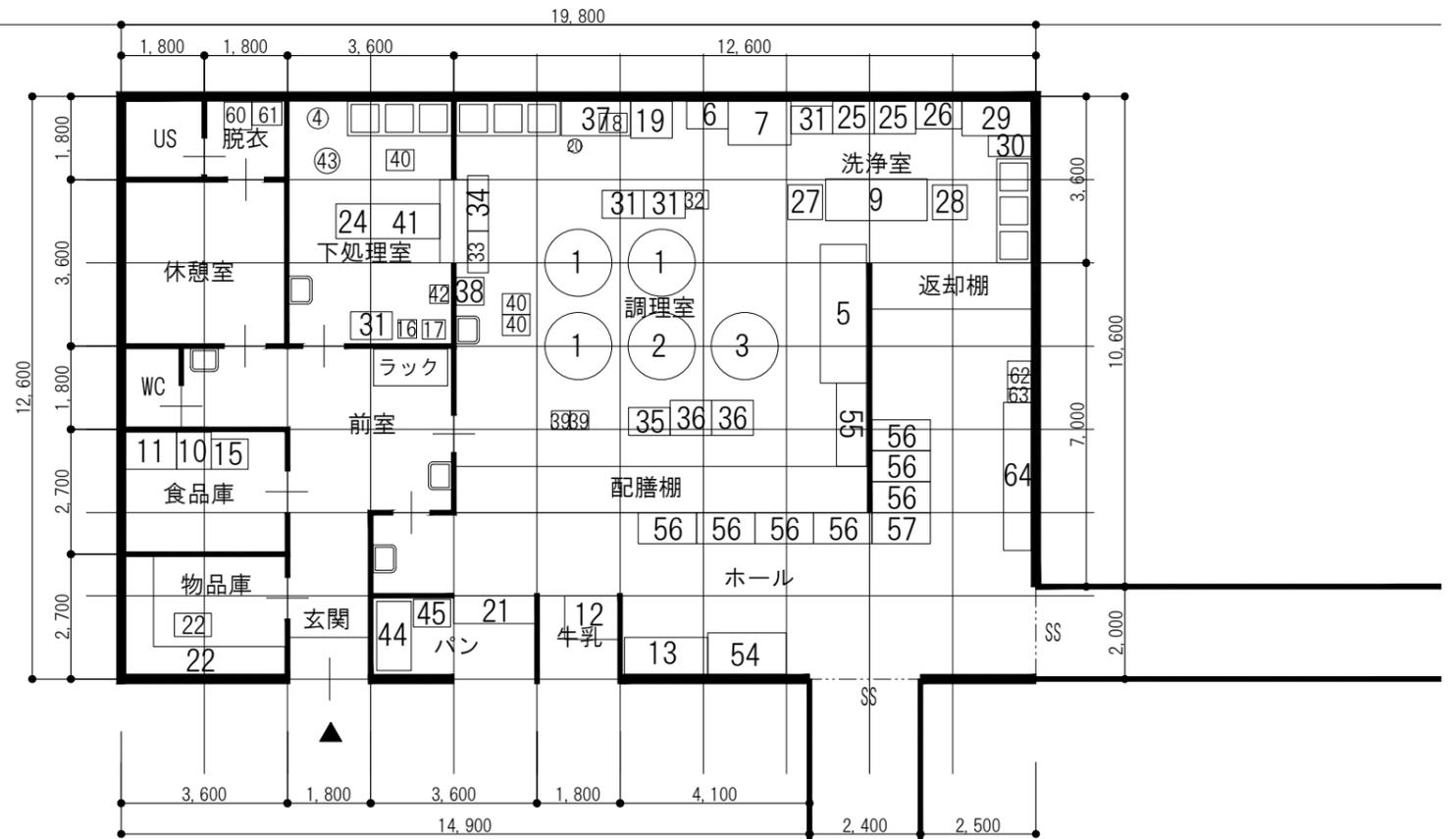
学校名 横浜市立 汐見台 小学校

No	品名	形式・規格	寸法	数量	入庫年月	備考
50	りんご皮むき機			1	不明	調理室
51	スライサー刃	せん切り		1	H28.9	下処理室
52	スライサー刃	うす切り		1	H28.9	下処理室
53	スライサー刃	さががき		1	H28.9	下処理室
54	戸棚	ステンレス	1800×1700×900	1	H17.3	小ホール
55	戸棚	ステンレス	1900×1790×650	1	H18.1	調理室
56	学級用運搬車(コンテナ型)	新日本厨機	1100×670×1265	7	H23.3	1・2年生前
57	学級用運搬車(コンテナ型)	新日本厨機	1100×670×1265	2	H24.3(保管換え)	2年生前
58	学級用運搬車(小型コンテナ型)	新日本厨機	1100×630×1105	1	H23.3	7組前
59	学級用運搬車(ワゴン型)	アイホー	1200×600×590	3	H23.3	ホール
60	全自動洗濯機	ナショナルNA-F70PX7		1	H18.4	休憩室
61	衣類乾燥機	ナショナルNH-D402P		1	不明	休憩室
62	システムロッカー(2連)			1	不明	ホール
63	システムロッカー(シングル)	コクヨ		1	H26	ホール
64	トレイ保管庫			1	不明	ホール
65	サンプルケース			1	不明	ホール
66	ガスファンヒーター	TOSHIBA		2	H6	調理室
67	扇風機			1	H18.4	休憩室
68	エアコン			1	H29.8	休憩室

既存給食室



仮設給食室(新設)



横浜市教育委員会事務局

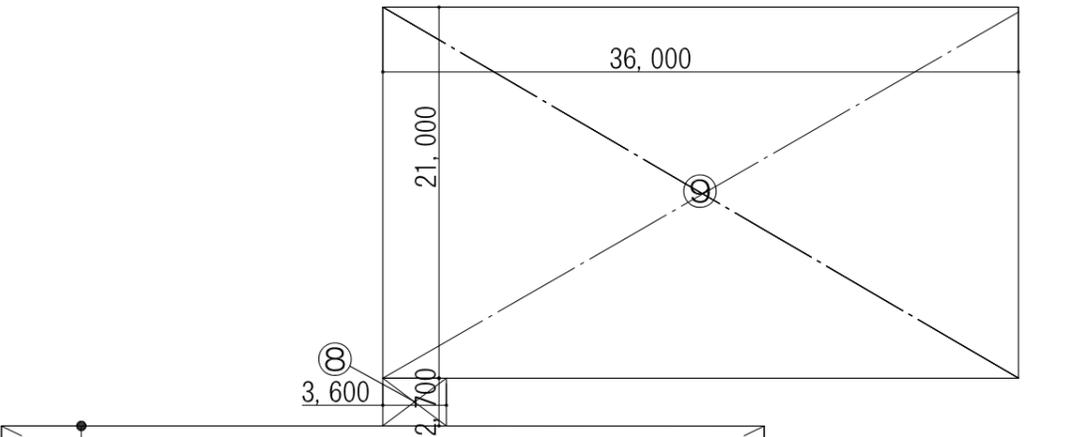
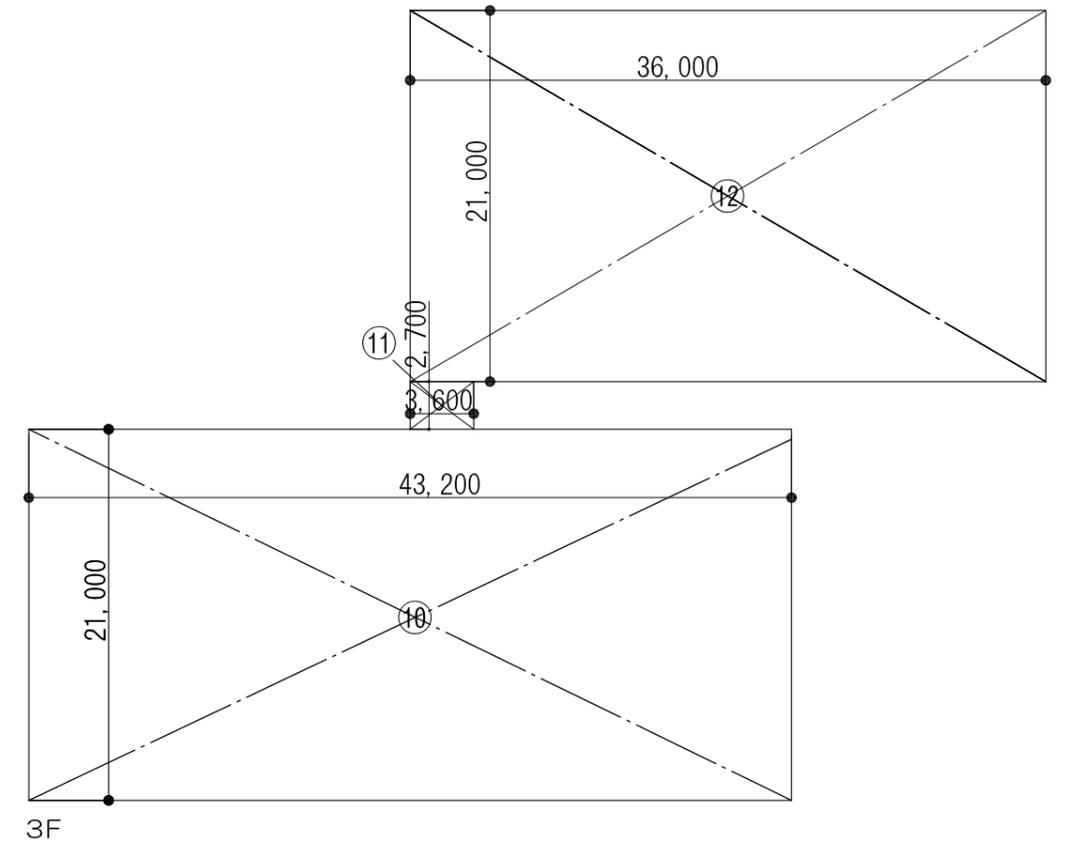
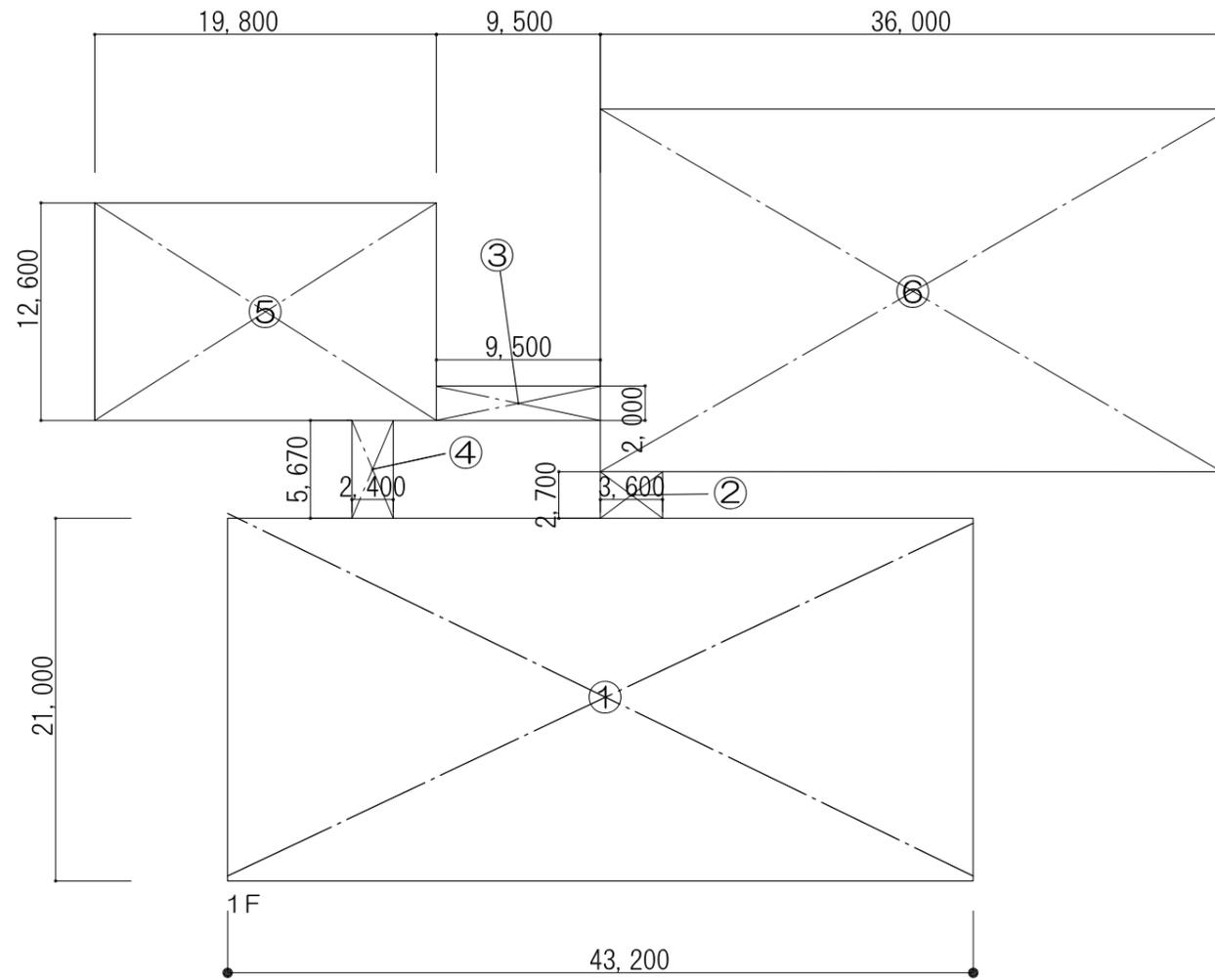
工事名 汐見台小学校仮設校舎設置工事

年月日 2019.03 縮尺 1/150

図面名称 給食室平面詳細図

設計者 白川設計

施設番号 棟番号 完成年度 図面種類 図面枚数 図面番号



面積計算表 (単位: m<sup>2</sup>)

番号	X	Y	面積
①	21,000	x 43,200	907,200
②	2,700	x 3,600	9,720
③	9,500	x 2,000	19,000
④	2,400	x 5,670	13,608
⑤	12,600	x 19,800	249,480
⑥	21,000	x 36,000	756,000
計			1,955,008
1階床面積			1,955,008

番号	X	Y	面積
⑩	21,000	x 43,200	907,200
⑪	2,700	x 3,600	9,720
⑫	21,000	x 36,000	756,000
計			1,672,920
3階床面積			1,672,920

番号	X	Y	面積
⑦	21,000	x 43,200	907,200
⑧	2,700	x 3,600	9,720
⑨	21,000	x 36,000	756,000
計			1,672,920
2階床面積			1,672,920

階	床面積
1階	1,955,008
2階	1,672,920
3階	1,672,920
合計	5,300,848
延床面積	5,300,848

横浜市教育委員会事務局

工事名 汐見台小学校仮設校舎設置工事

年月日 2019.03 縮尺 1/400

図面名称 求積図

設計者

施設番号 棟番号 完成年度 図面種類 図面枚数 図面番号

白川設計

一級建築士 第330784号 白川 幹

A - 08

汐見台小学校仮設校舎賃貸借 支出割合(税込)			
令和元年	支払無し		
令和2年	前払い+8か月分		
令和3年	12か月分		
令和4年	12か月分		
令和5年	5か月分	残額	
合計			

※前払い金額は契約総額の4割(千円未満切り捨て)とする。

※1か月分の賃借料は、

「(総額-前払い金)×1か月/37か月」(千円未満切り捨て)の計算式により算出する。

# 現 場 説 明 書

横浜市教育委員会施設部教育施設課

- 1 件 名 汐見台小学校仮設校舎賃貸借
- 2 履 行 場 所 神奈川県横浜市磯子区汐見台3丁目6番地
- 3 賃貸借概要 仕様書・特記仕様書、計画平面図のとおり  
※ 建物・設備の設置費、解体撤去費を含む。
  - (1) 構造・規模 鉄骨造3階建て
  - (2) 教室内訳 普通教室25教室、特別教室7教室、多目的室3教室、管理諸室
  - (3) その他 各階男女トイレ、階段、水飲み流し、給食室等
- 4 配 布 図 書
  - (1) 仕様書・特記仕様書
  - (2) 室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書
  - (3) 計画図面
  - (4) 現場説明書
- 5 建 方 工 期 契約締結後 令和2年8月16日まで。
- 6 予定賃貸借期間 令和2年8月17日から令和5年8月31日まで。
- 7 契約履行上の特別条件
  - (1) 支払いについて  
別紙 支出割合のとおり。(引渡時前払い及び各年度後払い)
  - (2) 建方、解体上の安全について  
安全については特に注意し、その対策を完全に行う。  
関連詳細については、8の各項目に留意すること。
  - (3) 各種下請け業者(専門業者)について  
市内業者の優先使用を配慮すること。
- 8 現場状況及び関連事項
  - (1) 建方、解体工事の施工にあたって、仕様書等に記載してある事項以外で特に必要な事項については、横浜市建築工事特則仕様書、建設大臣官房官庁営繕部監修「建築工事共通仕様書」「機械設備工事共通仕様書」「電気設備工事共通仕様書」「学校建設工事特記仕様書」「仮設教室標準仕様書」及び建築基準法、建築事業関係法令、安全衛生公害関係法令、その他関係法令に準拠する。
  - (2) 建方着手にあたり、搬入路・近隣道路・擁壁・周辺及び当該敷地内の構造物、埋設物等を十分調査のうえ、その状況を本市職員に報告するとともに、問題のある場

合はそれらの保護または適切な措置をする。

- (3) 建方工事に伴って発生が予想される騒音・振動等については、特に配慮し、学校と事前に調整する。
- (4) 仮設計画及び工程については、本市職員と十分打合せを行い、工事の安全と工程を遵守し作業を進める。
- (5) 建方・解体工事中、道路など既設物に損傷を与えた場合は、直ちに応急処置を講ずるとともに、本市職員に報告し、工事完了までに賃貸人の負担で原状回復する。
- (6) 仮設搬入路の確保に際し、支障となる遊具等の移設及び撤去は本契約に含む。
- (7) 登下校時間は、資材搬出入を行わない。
- (8) クレーン作業時には必ず誘導員を立てるとともに、他作業時にも作業箇所の周囲は、児童生徒の立ち入りを遮断するよう安全対策を講じる。
- (9) 工事現場内は、常に整理整頓し、災害事故等の予防対策には万全を期すること。
- (10) 喫煙・飲食・更衣・トイレ等については場所を指定するとともに、消火用水等を常備する。(学校敷地内は禁煙)
- (11) 発生材(産業廃棄物)の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し適正に処理する。
- (12) 工事に用いた仮設電気・水道は、学校の了解を得たうえで使用すること。なお、学校敷地以外で新たに引き込む場合は、その手続きを含め実施すること。
- (13) 工事写真は、工程段階毎に入念に撮ること。特に、隠れた部分の写真がない場合、破壊検査・復旧を命ずることがある。その費用は賃貸人の負担で行う。
- (14) 工事の施工に際し、関係者と十分な連絡をとり、また関係官庁への届け出を必要とする場合には遅滞なくこれを行う。ただし費用は賃貸人の負担とする。
- (15) 別添の方法により揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、賃借人に報告すること。  
なお、測定結果が指針値を超える場合には、原因の究明に努めること。以降別添「室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書」による。
- (16) その他、不明な点は事前に本市職員に連絡し、指示を受けること。

9 担 当 教育委員会事務局教育施設課 小林 TEL 045-671-3298

# 賃 貸 借 契 約 書

1	賃 貸 借 物 件	汐見台小学校仮設校舎賃貸借
2	賃 貸 借 期 間	令和元年 8月17 日から令和5年 8月31日まで
3	賃 貸 借 料 金	総 額 <span style="float: right;">円</span> <input checked="" type="checkbox"/> 課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 <span style="float: right;">円</span> ) <input type="checkbox"/> 免税業者 支払方法 月額 (1回あたり) <span style="float: right;">別途支出割合</span> 回 月額 (1回あたり) <span style="float: right;">の通り</span> 回
4	物 件 の 引 渡 し	引渡期日 令和 2 年 8 月 16日 検査期日 平成 2 年 8 月 16日
5	保 守 契 約	
6	契 約 保 証 金	免 除
7	賃貸借料金の支払場所	<input checked="" type="checkbox"/> 横浜市指定金融機関 (市庁内) <input type="checkbox"/> 横浜市水道局出納取扱金融機関 <input type="checkbox"/> 横浜市交通局出納取扱金融機関
8	物 件 保 管 場 所	横浜市磯子区汐見台3丁目6番地
9	損 害 保 険 契 約	
10	規 定 損 害 金	
11	特 約 事 項	1 別添の仮設建物等の設置に関する約款を適用する。

上記の物件の賃貸借契約について、賃借人 横浜市と賃貸人 とは、  
 おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款の条項によって賃貸借契約を締結し、  
 信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を  
 保有するものとする。

令和元年 月 日

賃借人 横浜市中区港町1丁目1番地  
 横浜市教育委員会  
 教育次長 小椋 歩

印

賃貸人

印

## 賃貸借契約約款

(総則)

第1条 賃借人及び賃貸人は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 賃貸人は、契約書記載の物件（以下「物件」という。）を賃借人に貸し、賃借人は、これを借り受ける。

3 賃借人は、契約書記載の賃貸借期間中、賃貸人にその賃借料を支払う。

4 賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

10 この契約は、日本国の法令に準拠する。

11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、賃借人の所在地を管轄する裁判所に行う。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、契約書記載の賃貸借期間とし、第3条の規定により賃借人が借受証を交付した日から起算する。

(物件の検査及び引渡)

第3条 賃借人は、賃貸人から物件の納入を受けた後、契約書記載の検査期日までにこれを検査し、物件にかしのないことを確認したときは、すみやかに物件の借受証を賃貸人に交付する。

2 前項の場合において、物件の規格、仕様、性能及び機能等に不適合、不完全その他のかしがあったときは、賃借人は、賃貸人に物件の修理又は取替を請求することができる。

3 物件の引渡しは、賃借人が賃貸人に借受証を交付したときに完了する。

4 賃借人は、借受証を賃貸人に交付した日から第7条の規定に従って物件を使用することができる。

(設置及び返還費用の負担)

第4条 物件の設置及びこの契約が終了した際の物件の返還に要する費用の負担は、契約書に定めるところによる。

2 賃貸人が返還に係る費用を負担することとされている場合において、賃貸人の責めに帰すべき理由により物件の撤去が遅滞した場合は、賃借人は物件を撤去し、その費用を賃貸人に請求する。

(損害保険)

第5条 賃貸人は、賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を、賃貸人の負担により、賃貸人

の選定する損害保険会社と締結し、この契約の存続期間中これを更新しなければならない。ただし、この契約が、既に締結している賃貸借契約の賃貸借期間満了後に当該賃貸借物件の全部又は一部を再度賃貸借する契約であって、賃借人の承諾がある場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第6条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(物件の保管及び使用方法)

第7条 賃借人は、物件に付されている賃貸人の所有権を明示する表示又は標識等を汚損し、又は取り除いてはならない。

2 賃借人は、契約書記載の保管場所において、物件を保管又は使用するものとし、これを変更する場合には、賃貸人の承諾を得なければならない。

3 物件の保管及び使用によって、第三者に損害を及ぼしたときは、賃借人がその損害を賠償しなければならない。

(物件の維持等)

第8条 賃借人は、善良な管理者の注意をもって物件を常に正常な機能を果たす状態を保つようにして保管又は使用するものとし、その本来の用法に反して使用し、又は賃借人の通常の業務の範囲以外に使用してはならない。

2 賃借人は、物件が常に正常な機能を果たす状態を保つための保守、点検及び修理等を必要に応じて行い、その費用を負担する。

(かし担保)

第9条 物件にかしがあることが判明した場合には、賃借人は、物件の補修又は取替を賃貸人に請求することができる。ただし、引渡し完了した日から1年を経過したときは、この限りでない。

2 前項の場合においても、この契約は変更されず、賃借人は、賃借料の支払、その他この契約に基づく債務を履行しなければならない。ただし、第1項本文により、物件を使用できない期間があったときは、月額賃借料の30分の1にその期間の日数を乗じて得た額を控除して賃借料を支払う。

(物件の現状変更)

第10条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸人の承諾を受けなければならない。

- (1) 物件に他の物件を付着させようとするとき。
- (2) 物件の改造又は模様替えをしようとするとき。
- (3) 物件の性能、機能、品質等を変更しようとするとき。

(物件の譲渡等の禁止)

第11条 賃借人は、物件を他に譲渡し、若しくは第三者に使用させ、又はその他賃貸人の所有権を侵害するような行為をしてはならない。ただし、賃貸人の承諾を得た場合はこの限りでない。

(物件の調査)

第12条 賃貸人は、契約期間中、賃借人の承諾を得て、物件設置場所に立ち入って、物件の現状、運転及び保管状況を調査することができる。

(物件の滅失又は毀損)

第13条 物件の返還までに生じた物件の滅失又は毀損については、賃借人がその責めを負うものとする。ただし、通常の損耗及び減耗は、この限りでない。

2 物件が毀損したときは、賃借人と賃貸人とが協議のうえ

、次の各号のいずれかの措置をとるものとし、その費用（第5条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）は、賃借人が負担する。この場合においては、この契約はなんらの変更もなくそのまま継続する。

(1) 物件を完全な状態に復元又は修理する。

(2) 物件と同等な状態又は性能の同種物件と取り替える。

3 物件の一部又は全部が滅失したときは、賃借人は、その損害（第5条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）を賠償しなければならない。

4 前項の場合においては、当該損害金の支払完了と同時にこの契約は終了する。ただし、物件が複数ある場合において、その一部が滅失した場合は、当該滅失した物件に対応する部分の契約のみ終了する。

5 前4項の規定にかかわらず、物件の滅失又は毀損の原因が、天災その他賃貸人及び賃借人の双方の責めに帰すことができないものである場合は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。

(賃借料)

第14条 賃貸人は、契約書に定めるところにより、賃借人に賃借料の支払を請求することができる。

2 賃借人は、前項の規定により請求を受けたときは、適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に、賃借料を支払わなければならない。

3 賃貸人の責めに帰すべき理由により、物件を使用できない期間があったときは、月額賃借料の30分の1にその期間の日数を乗じて得た額を賃借料から控除して支払う。

(消費税等率変動に伴う賃借料額の変更)

第14条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを賃借料額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(物件の返還)

第15条 賃貸借期間が満了したときは、賃借人は、すみやかに物件を賃貸人に返還しなければならない。

(賃貸借期間満了後の賃貸又は売渡)

第16条 賃借人は、契約書記載の賃貸借期間満了時に、賃貸人に物件の賃貸の継続又は売渡しを請求することができる。

(遅延損害金)

第17条 賃貸人の責めに帰すべき理由により、引渡期日に物件の引渡しを完了しない場合においては、賃借人は、損害金の支払を賃貸人に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、賃貸借期間の始期から賃貸借期間満了までの賃借料の総額（以下「賃借料の総額」という。）

（履行済部分があるときは、相応する金額を控除した額）につき、遅延日数に応じ、年5パーセントを乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、遅延日数は、賃借人の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。

3 賃借人の責めに帰すべき理由により、第14条の規定による賃借料の支払が遅れた場合においては、賃貸人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗

じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を賃借人に請求することができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第18条 賃貸人は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における賃借料の総額の10分の2に相当する額を損害賠償金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 賃貸人又は賃貸人を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「賃貸人等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、賃貸人等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、賃貸人等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 賃貸人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による賃貸借期間が満了した後においても同様とする。

(賃借人の解除権)

第19条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、引渡期日に物件の引渡しをせず、又は引渡期日経過後相当の期間内に引渡しを完了する見込みがないとき。

(2) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(5) 第23条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、貸貸人は、賃借料の総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 貸貸人がその債務の履行を拒否し、又は、貸貸人の責めに帰すべき事由によって貸貸人の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 貸貸人について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 貸貸人について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 貸貸人について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

第20条 賃借人は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、貸貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団、条例第2条第4号に規定する暴力団員等、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

(3) 貸貸人が、この契約に関して、資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 貸貸人が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、賃借人が貸貸人に対して当該契約の解除を求め、貸貸人がこれに従わなかったとき。

2 第1項の規定により、賃借人が契約を解除した場合には、貸貸人は、賃借料の総額の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

第21条 賃借人は、この契約に関して、貸貸人が第18条第1項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第22条 賃借人は、物件の引渡し完了するまでは、第19条、第20条及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって貸貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(貸貸人の解除権)

第23条 貸貸人は、賃借人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 貸貸人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合には、損害があるときは、その損害の賠償を賃借人に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第24条 賃借人は、第19条から第23条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分に相当する賃借料を貸貸人に支払わなければならない。この場合において、契約の履行の完了部分が1か月に満たないときは、月額賃借料の30分の1に当該履行日数を乗じて得た額をもって当該完了部分の賃借料とする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第25条 貸貸人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく賃借人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 貸貸人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに賃借人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(相殺)

第26条 賃借人は、この契約に基づいて賃借人が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて貸貸人が負う債務と相殺することができる。

(補則)

第27条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、賃借人と貸貸人とが協議して定める。

## 仮設建物等の設置に関する約款

(総則)

第1条 仮設建物及びその他の施設（以下「物件」という。）の設置については、賃貸借契約約款に定めるもののほか、この約款に定めるところによる。

2 賃貸人は、別添の仕様書、設計書及び図面（以下「仕様書等」という。）に基づいて、関係する法令を遵守し、定められた期日までに設置し、賃借人に引渡さなければならない。

(設置の着手)

第2条 物件の設置場所については、賃貸人は、仕様書等に定めるもののほか、賃借人の指示に従わなければならない。

2 賃貸人は、物件の設置に着手した場合には、遅滞なく、書面により賃借人に通知しなければならない。

(関連工事との調整)

第3条 賃借人は、この契約に基づく賃貸人が施工する物件の設置及び賃借人の発注に係る第三者が施工する工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときには、その施工につき調整を行うものとする。この場合においては、賃貸人は賃借人の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(一括下請の禁止)

第4条 賃貸人は、物件の設置の全部又は大部分を一括して第三者に請負わせ、又は委任してはならない。ただし、賃借人の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(現場代理人)

第5条 賃貸人は、現場代理人を定め書面をもって、賃借人に通知しなければならない。現場代理人を変更した場合も同様とする。

2 前項に定める現場代理人は、物件の設置期間中、現場に常駐し、現場を指揮監督する。

(危険負担)

第6条 物件の引き渡し前に、当該物件、工事材料、建設機械器具その他物件の設置に必要な資材に生じた損害は、賃借人の責に帰すべき事由により生じた損害を除き、すべて賃貸人の負担とする。

2 賃貸借期間中、賃借人の責に帰すべからざる事由により物件が滅失し又は毀損し、賃借人がこの契約の目的を達することができない場合においては、賃借人

は、賃貸人に対して一切の責を負わないものとする。

(第三者損害)

第7条 賃貸人は、物件の設置に関し、第三者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、賃借人の責に帰すべき事由により生じたものについては、賃借人が負担するものとする。

2 設置された物件の瑕疵により、第三者に損害を及ぼした場合には、賃貸人がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、賃借人の責めに帰すべき事由により生じたものについては、賃借人が負担する。

(土地に関する権利)

第8条 賃貸人は、物件を設置する敷地について、土地に関する一切の権利を主張しないものとする。

(撤去後の処理)

第9条 賃貸人は、物件の撤去後賃借人が指定する期限までに、賃貸人の費用をもって跡地を整地しなければならない。

2 賃借人は賃貸借契約約款第14条第2項の規定に拘らず、この契約の満了以前においても、賃貸人に対し、一定の期限を付して、賃貸人の負担において物件の撤去及び跡地の整地を求めることができる。

3 前2項の場合において、賃貸人が期限までに物件を撤去し及び跡地を整地しない場合においては、賃借人は賃貸人の費用をもって物件を撤去し及び跡地を整地することができる。

(修繕義務)

第10条 賃貸人は、物件が破損した場合においては、賃借人の請求により、賃貸人の負担において物件を修繕するものとする。ただし、賃借人の責に帰すべき事由により物件が破損した場合においては、賃借人が修繕するものとする。

(読替え)

第11条 賃貸借契約約款 第12条、第12条の2及び第13条にある賃貸借料の総額とは、賃貸借期間の始期から設計書に定める予定賃貸借期間の終期までの賃貸借料の総額とする。

## 設計図書《仕様書》等に関する質問書

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

連絡先：担当者氏名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

ファクシミリ \_\_\_\_\_

件名  汐見台小学校仮設校舎賃貸借

件名、設計図書《仕様書》 該当ページ等	質 問 内 容

(注意) 質問がある場合は、「入札説明書」に記載された質問締切日までにこの用紙に質問内容を記載し、担当部署にファクシミリまたは電子メールで送信すること。なお、ファクシミリまたは電子メールで送信した際は、質問書を送信したことを同時に担当部署へ必ず電話で連絡すること。

(担当部署) 教育委員会事務局施設部教育施設課 担当 小林

電話 045(671)3298 ファクシミリ 045(664)4743

電子メール ky-seibi@city.yokohama.jp

年 月 日

## 公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

種目名 \_\_\_\_\_

	契約番号	件 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

**(注意) 種目別に提出してください。**

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

# 入札（見積）書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札（見積）いたします。

金 額				億	千	百	十	万	千	百	十	円

件 名 汐見台小学校仮設校舎賃貸借

(注意)

入札（見積）書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の108分の100に相当する金額を記載すること。

これによらない方法での入札（見積り）を指示された場合は、それに従うこと。

- 1 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 2 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

㊟

次の入札について、都合により辞退したいのでお届けいたします。

件 名 汐見台小学校仮設校舎賃貸借

- 1 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。